

那 霸 市 公 報

第 1 6 9 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）…………… 100
- 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）…………… 123

◇ 規 則 ◇

- 那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則
（行政経営課）…………… 125
- 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則等の一部を改正する
規則（人事課）…………… 134
- 那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 147
- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則
（人事課）…………… 170
- 那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する
規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 175
- 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則
（人事課）…………… 178
- 認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）…………… 193
- 那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）…………… 195
- 那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）…………… 198
- 那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）…………… 200

◇ 訓 令 ◇

○那覇市消防救急無線等検討委員会規程を廃止する訓令 (消防局総務課・共同訓令)	204
○那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令 (行政経営課)	205
○那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)	213
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	215
○那覇市公害対策協議会規程を廃止する訓令 (環境政策課)	217
○那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約に関する事務を担当する職 の任用に関する規程を廃止する訓令 (法制契約課・共同訓令)	218

◇ 告 示 ◇

○都市景観資源の指定及び解除について (都市計画課)	219
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について (市営住宅課)	220
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について (市営住宅課)	220
○那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について (文化財課)	221
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧につい て (企画調整課)	222
○那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について (文化財課)	223
○那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について (文化財課)	223
○那覇市文化施設 (玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館) の徴収事務委託について (文化財課)	224
○固定資産の価格等の登録について (資産税課)	225
○那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について (子育て応援課)	225
○那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について (なはまちなか振興課)	226
○随意契約の公表について (クリーン推進課)	227

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課)	228
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課)	229
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について (保護管理課)	230
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課)	231
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課)	232
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について (保護管理課)	233
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課)	234
○平成 28 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (市街地整備課)	235
○平成 29 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (市街地整備課)	236
○平成 28 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 2 号) (市街地整備課)	238
○平成 29 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算 (市街地整備課)	240

◇ 公 告 ◇

○都市公園の設置及び供用開始について (公園管理課)	242
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	244
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	245
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	246

○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	247
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	248
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	249
○個人情報業務届出書の公表につい (市民生活安全課)	250
○保有個人情報目的外利用届出書の公表について (市民生活安全課)	268
○農連市場地区防災街区整備事業の事業計画の縦覧について (市街地整備課)	270
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (建築指導課)	271

◇消防本部訓令◇

○那覇市消防救急無線等検討委員会規程を廃止する訓令 (共同訓令)	204
--	-----

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程	272
○那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程	274
○那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程	279
○那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	280
○那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程	287
○那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程	290
○那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約に関する事務を担当する職 の任用に関する規程を廃止する訓令 (共同訓令)	218
○那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程の一部を改正する規程	292
○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程	295

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	297
○平成 29 年度水道メーターの賠償額について	298
○那覇市排水設備指定工事店の取り消しについて	299

◇監査委員公表◇

- 平成 28 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
（公表）…………… 301

◇監査委員告示◇

- 那覇市監査委員監査基準…………… 307

◇公平委員会規則◇

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 314

◇正 誤◇

- 那覇市公報第 1686 号の正誤（那覇市公告第 530 号）…………… 315

条 例

那覇市条例第12号
平成29年3月31日
公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細</p>

む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4

に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4

- | | |
|--|---|
| <p>項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。</p> | <p>項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。</p> |
| <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> | <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> |
| <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。</p> | <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。</p> |
| <p>4 [略]</p> | <p>4 [略]</p> |
| <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第1</p> | <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第1</p> |

9項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によ

9項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により

て法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、

その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 [略]

4 第2項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合に

その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 [略]

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合に

は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]

2～7 [略]

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前7項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9～10 [略]

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) [略]

2 [略]

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定によ

は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]

2～7 [略]

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9～10 [略]

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) [略]

2 [略]

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定によ

る同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

る同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、

<p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1</p>	<p><u>当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)</u>の初日の属する年の1月31日までに<u>次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市</u></p>
--	---

月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

- 第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、

街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

- 第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、

<p>当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条 法附則<u>第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 法附則<u>第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則<u>第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則<u>第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則<u>第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則<u>第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則<u>第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則<u>第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則<u>第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則<u>第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則<u>第15条第39項</u>に規定する市町村</p>	<p>当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条 法附則<u>第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 法附則<u>第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則<u>第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則<u>第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則<u>第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則<u>第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則<u>第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則<u>第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則<u>第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則<u>第15条第37項</u>に規定する市町村</p>
--	---

<p>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p><u>16 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	
<p><u>17 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p>	<p><u>15 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p>
<p><u>18 [略]</u></p>	<p><u>16 [略]</u></p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第6条の3 [略]</p>	<p>第6条の3 [略]</p>
<p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(1)～(4) [略]</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p>
<p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>5 [略]</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造</p>	<p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造</p>

<p>及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) [略]</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 令附則第12条第28項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) [略]</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定</p>	<p>及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) [略]</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 令附則第12条第30項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) [略]</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定</p>
--	--

する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項の補助金等

(6) [略]

する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項の補助金等

(6) [略]

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

<p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 施行規則附則<u>第7条第11項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) [略]</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 施行規則附則<u>第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) [略]</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第12条 [略]</p>
---	--

2 [略]

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

4 [略]

2 [略]

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

4 [略]

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

第12条の2 削除

とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動

	<p><u>車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(付則第12条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第12条の3 [略]</p>	<p>第12条の3 [略]</p>
<p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する<u>申告書</u>を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合(<u>次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申告書</u></p>

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する

及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する

譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書を送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 [略]

2～3 [略]

譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書を送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 [略]

2～3 [略]

- | | |
|--|--|
| <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> | <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> |
| <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> | <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> |
| <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> | <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> |
| <p>5 [略]</p> | <p>5 [略]</p> |
| <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの</p> | <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の</p> |

<p>記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び付則第6条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(次項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用す

る。

- 3 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 4 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを那覇市税条例第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(那覇市税条例第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。
 - 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

那覇市条例第13号

平成29年3月31日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ [略]</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

那覇市規則第9号
平成29年3月31日
公 布 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

(那覇市職員職名等規則の一部改正)

第1条 那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(職名等)</p> <p>第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職位</th> <th style="width: 85%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主幹級</td> <td>主幹 専門主幹 園長 専任 館長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職位	職名	[略]		主幹級	主幹 専門主幹 園長 専任 館長	[略]		<p>(職名等)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職位</th> <th style="width: 85%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主幹級</td> <td>主幹 専門主幹 園長 専任 館長 総合現業主幹</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職位	職名	[略]		主幹級	主幹 専門主幹 園長 専任 館長 総合現業主幹	[略]	
職位	職名																
[略]																	
主幹級	主幹 専門主幹 園長 専任 館長																
[略]																	
職位	職名																
[略]																	
主幹級	主幹 専門主幹 園長 専任 館長 総合現業主幹																
[略]																	
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>																	

(那覇市会計規則の一部改正)

第2条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p>	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]
企画財務部	[略]		
	情報政策課	[略]	
	行政経営課	課長	
	納税課	[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]	
企画財務部	[略]			
	情報政策課	[略]		
	納税課	[略]		
	[略]			
[略]				

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第3条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の長等の職)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 課に課長(課としての室にあっては室長)を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、必要があるときは、部に参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に担当副参事若しくは副参事、主幹又は主査(予防主査、環境整備主査、総合現業主査及び運転主査を含む。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(参事監等の所掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部に置かれる担当副参事及び副参事の所管する事務は、部の所掌事務のうちから部の長が定める。</p> <p>4~5 [略]</p> <p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 平和交流・男女参画課の分掌事務は、次</p>	<p>(部の長等の職)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 課に課長を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職を置くことができる。</p> <p>(1) 部 参事監、参事又は担当副参事</p> <p>(2) 課 担当副参事、副参事、主幹(那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)第2条の表主幹級の項に規定する職をいう。以下同じ。)又は主査(同表主査級の項に規定する職をいう。次条第3項において同じ。)</p> <p>5 [略]</p> <p>(参事監等の所掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部に置かれる担当副参事の所管する事務は、部の所掌事務のうちから部の長が定める。</p> <p>4~5 [略]</p> <p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>

<p>のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和47年条約第2号)に基づく放棄請求権の補償関係事業に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(7) [略]</u></p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(企画財務部における課の分掌事務)</p> <p>第6条 企画調整課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3)～(5) [略]</u></p> <p><u>(6) 特に命ぜられた事項に関すること。</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 行政組織及び定員に関すること。</u></p> <p><u>(2) 経営改革の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 事務の管理及び改善に関すること。</u></p> <p><u>(4) ISO9001に関すること。</u></p> <p><u>(5) 地方分権に関すること。</u></p> <p><u>(6) 外部監査に関すること。</u></p> <p><u>5～7 [略]</u></p> <p>(市民文化部における課の分掌事務)</p> <p>第7条 市民生活安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)～(6) [略]</u></p> <p><u>(7) 性の多様性に関すること。</u></p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(企画財務部における課の分掌事務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 経営戦略の研究に関すること。</u></p> <p><u>(4) 経営改革の推進に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(7) [略]</u></p> <p><u>(8) 行政組織及び定員に関すること。</u></p> <p><u>(9) 事務の管理及び改善に関すること。</u></p> <p><u>(10) 地方分権及び権限移譲に関すること。</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p><u>(12) 外部監査に関すること。</u></p> <p><u>(13) [略]</u></p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4～6 [略]</u></p> <p>(市民文化部における課の分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 空き家対策の総合調整に関すること。</u></p>
--	---

2 [略]	2 [略]
3 ハイサイ市民課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(17) [略] <u>(18) 銘苅証明発行センターにおける所得証明、資産証明、納税証明等に関すること。</u> (19)～(26) [略]	3 [略] (1)～(17) [略] <u>(18)～(25) [略]</u>
4～5 [略] (経済観光部における課の分掌事務)	4～5 [略] (経済観光部における課の分掌事務)
第8条 商工農水課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] <u>(7) ITインキュベート施設に関すること。</u> (8)～(22) [略]	第8条 [略] (1)～(6) [略] <u>(7) 創業支援に関すること。</u> <u>(8) インキュベート施設に関すること。</u> (9)～(23) [略]
2 なはまちなか振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]	2 [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 那覇市第一牧志公設市場の建替えに関すること。</u>
3 [略] (都市計画部における課の分掌事務)	3 [略] (都市計画部における課の分掌事務)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 建築指導課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) [略] <u>(11) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に関すること(住宅及び建築物に限る。)</u> (12)～(15) [略]	2 [略] (1)～(10) [略] <u>(11)～(14) [略]</u>
3～5 [略] (総括課)	3～5 [略] (総括課)
第16条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第14条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。	第16条 [略]

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 50%;">総括課</th> <th style="width: 25%;">事務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>健康部</td> <td>国民健康保険課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(臨時等組織)</p> <p>第18条 市長は、臨時又は特別の事務事業に関し、第1条に定める組織により処理することが適当でないと認めるものについては、同条の規定にかかわらず必要な組織(対策本部、事務局、<u>室</u>、委員会等)を設け、職員を指定し、事務事業を処理させることができる。</p> <p>[別表 別記]</p>	部	総括課	事務	[略]		[略]	健康部	国民健康保険課		[略]			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 50%;">総括課</th> <th style="width: 25%;">事務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>健康部</td> <td>保健総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(臨時等組織)</p> <p>第18条 市長は、臨時又は特別の事務事業に関し、第1条に定める組織により処理することが適当でないと認めるものについては、同条の規定にかかわらず必要な組織(対策本部、事務局、委員会等)を設け、職員を指定し、事務事業を処理させることができる。</p> <p>[別表 別記]</p>	部	総括課	事務	[略]		[略]	健康部	保健総務課		[略]		
部	総括課	事務																							
[略]		[略]																							
健康部	国民健康保険課																								
[略]																									
部	総括課	事務																							
[略]		[略]																							
健康部	保健総務課																								
[略]																									
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 5 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 																									

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
企画財務部		企画調整課	
		[略]	
		情報政策課	
		行政経営課	
		納税課	
[略]			
市民文化部		市民生活安全課	市民生活相談室
		[略]	
経済観光部		[略]	
		なはまちなか振興課	
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室

[略]			
企画財務部		企画調整課	経営戦略室
		[略]	
		情報政策課	
		納税課	
		[略]	
市民文化部		市民生活安全課	
		[略]	
経済観光部		[略]	
		なはまちなか振興課	第一牧志公設市場建設室
		[略]	
[略]			

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第9条関係)

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
2等級の職務にある者	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、副部長、参事、課長、館長、施設長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、支所長、議会事務局長、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、専任館長、係長、主査、専門主査、主任医師、主任歯科医師、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、管理主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、社会教育主事、教育相談員主査、消防司令、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任総合現業員
[略]	

[改正後 別記]

別表(第9条関係)

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
2等級の職務にある者	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、副部长、参事、課長、館長、施設長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、 <u>幼稚園の園長</u> 、担当副参事、副参事、支所長、議会事務局長、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、 <u>幼保連携型認定こども園の園長</u> 、専任館長、係長、主査、専門主査、主任医師、主任歯科医師、学芸員主査、専門員主査、保育所長、 <u>幼保連携型認定こども園の教頭</u> 、児童館長、指導主事、管理主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、社会教育主事、教育相談員主査、消防司令、消防司令補、消防士長、 <u>総合現業主幹</u> 、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任総合現業員
[略]	

(那覇市職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 第3条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
3 第3条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	[略]	
	課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)第2条第2項の室長を含む。) 支所長 施設長	[略]
	副参事 担当副参事 室長(事務分掌規則第2条第3項の室長をいう。)	[略]

[略]

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	[略]	
	課長 出納室長 支所長 施設長	[略]
	副参事 担当副参事 室長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第3項の室長をいう。)	[略]
	[略]	

(那覇市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第6条 那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(現業職員の範囲)</p> <p>第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>級別標準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	[略]		5級		<p>(現業職員の範囲)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 総合現業主幹 (2)～(4) [略]</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>級別標準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>総合現業主幹の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	[略]		5級	総合現業主幹の職務
職務の級	標準的な職務												
[略]													
5級													
職務の級	標準的な職務												
[略]													
5級	総合現業主幹の職務												
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 第3条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>3 第3条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。</p>													

(那覇市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第7条 那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人情報の管理責任者)	(個人情報の管理責任者)

<p>第3条の2 前条第1項第1号の個人情報の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長及び市が設立した地方独立行政法人の課長をいう。以下同じ。)をもって充てる。</p>	<p>第3条の2 前条第1項第1号の個人情報の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長及び<u>出納室長並びに</u>市が設立した地方独立行政法人の課長をいう。以下同じ。)をもって充てる。</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

第8条 那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成25年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(閲覧場所) 第3条 資格書面等を閲覧に供する場所は、企画財務部<u>行政経営課</u>とする。</p>	<p>(閲覧場所) 第3条 資格書面等を閲覧に供する場所は、企画財務部<u>企画調整課</u>とする。</p>
<p>備考 第3条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市規則第10号
平成29年3月31日
公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第7条 第3条の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。<u>第20条において「育児休業法」という。</u>)第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。</p>	<p>(育児短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第7条 第3条の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>)第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。</p> <p>(規則で定める者)</p> <p><u>第9条 条例第6条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号の養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p>
<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条 <u>条例第6条の2第1項第2号の規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を行う施設その他これに類する事業を行う施設に職員の子を出迎えるために赴く職員とする。</u></p>	<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条の2 <u>条例第6条の2第1項第2号の規則で定める職員は、児童福祉法第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を行う施設その他これに類する事業を行う施設に職員の子を出迎えるために赴く職員とする。</u></p>
<p>第11条 前条第1項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったもの</p>	<p>第11条 [略]</p>

とみなす。

(1)～(3) [略]

2～4 [略]

第14条 前条第1項の請求がされた後制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

(1)～(3) [略]

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(条例第6条の2第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。)が、民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が条例第6条の2第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

2～4 [略]

第14条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が条例第6条の3第1項から第3項までのいずれかに規定する職員に該当しなくなったこと。

<p>(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(要介護者の範囲及び要介護の期間)</p> <p>第15条 条例第6条の2第2項の規則で定める者は、次に掲げる者<u>であって職員と同居しているものとする。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(介護を行う職員の早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限)</p> <p>第16条 第10条、第11条(第1項第3号を除く。)、第13条及び第14条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第6条の2第2項の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第14条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第11条第1項第2号及び第14条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>第18条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第9条第1項第3号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度の前年度において派遣条例第2条第1項各号に掲げる団体への派遣職員(同条例第3条第1号に規定する派遣職員をいう。)であった者であって引き続き当該年度に職務に復帰したもの</p> <p>4～5 [略]</p>	<p>(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(要介護者の範囲及び要介護の期間)</p> <p>第15条 条例第6条の2第2項の規則で定める者は、次に掲げる者<u>(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)</u>とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(介護を行う職員の早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限)</p> <p>第16条 第10条、第11条(第1項第3号から第5号までを除く。)、第13条及び第14条(第1項第3号から第6号までを除く。)の規定は、条例第6条の2第2項の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第14条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第11条第1項第2号及び第14条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>第18条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度の前年度において派遣条例第2条第1項各号に掲げる団体への派遣職員(派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員をいう。)であった者であって引き続き当該年度に職務に復帰したもの</p> <p>4～5 [略]</p> <p><u>(介護休暇)</u></p> <p>第22条 条例第11条第1項の職員の申出は、<u>同項の指定期間(以下「指定期間」とい</u></p>
---	---

- う。)の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第5項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
- 3 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること、又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は延長申出の期間(第1項の申出に基づき第2項又はこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間をいう。以下この項において同じ。)の全期間にわたり第24条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これ

<p>(介護休暇)</p> <p>第22条 <u>介護休暇は、1日又は1時間を単位とする。</u></p> <p>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の<u>範囲内</u>とする。</p> <p>(介護休暇の承認)</p> <p>第24条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第11条第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p> <p>(介護休暇の請求)</p> <p>第26条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、<u>当該休暇の承認を受けようとする期間の初日の前日までに任命権者に請求しなければならない。</u></p>	<p><u>らの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</u></p> <p>6 <u>指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。</u></p> <p>第22条の2 <u>介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。</u></p> <p>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第22条の3 <u>介護時間の単位は、30分とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p>(介護休暇及び介護時間の承認)</p> <p>第24条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第11条第1項又は第11条の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p> <p>(介護休暇及び介護時間の請求)</p> <p>第26条 <u>介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。</u></p>
---	--

2 前項の場合において、介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第27条 第25条第1項又は前条第1項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～11	[略]	
12	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	<u>婚姻届</u> の日又は <u>結婚式</u> の日の <u>うちいずれか早い日</u> の前後30日の期間内において、1日を単位として7日
13～15	[略]	
16	<u>沖縄県、本市又は職域の代表として</u>	<u>その都度必要と認められる</u>

2 前項の規定により介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他市長が定める場合には、市長が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第27条 第25条第1項又は前条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定による介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～11	[略]	
12	[略]	<u>婚姻の届出</u> の日又は <u>結婚式</u> の日の前後30日の期間内において、1日を単位として7日
13～15	[略]	
16	<u>削除</u>	
17～23	[略]	

諸行事に参加する 場合	期間
17～23 [略]	

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

(那覇市職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の支給基準)</p> <p>第57条の8 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項に規定する勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて<u>1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日</u>が<u>90日</u>を超える場合には、その勤務しなかった<u>期間</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>7～9 [略]</p>	<p>(勤勉手当の支給基準)</p> <p>第57条の8 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>勤務時間条例第11条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった<u>期間が30日</u>を超える場合には、その勤務しなかった<u>全期間</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>7～9 [略]</p>

備考

- 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第8 別記]	[別表第8 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
2 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表第8(第39条関係)

[略]

休職等の期間	換算率
[略]	3/3以下
大学院修学休業の期間	[略]
__分限条例第4条第2項の規定による休職の期間	
__専従許可の有効期間	1/2以下
勤務時間条例第11条に規定する介護休暇の期間	
法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間	[略]
[略]	
__法第28条第2項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第8(第39条関係)

[略]

休職等の期間	換算率
[略]	3/3以下
大学院修学休業の期間	[略]
勤務時間条例第11条に規定する介護休暇の期間	
分限条例第4条第2項の規定による休職の期間	[略]
専従許可の有効期間	
法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間	[略]

るものを除く。)の期間	
[略]	
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	[略]

備考 [略]

(那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則)

第4条 那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業等計画書)</p> <p>第3条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「条例」という。)第3条第4号又は条例第11条第5号の育児休業等計画書は、第2号様式とする。</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記]</p>	<p>(育児休業等計画書)</p> <p>第3条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「条例」という。)第3条第5号又は第11条第6号の育児休業等計画書は、第2号様式によるものとする。</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]

[略]
続 柄 [略]
[略]
<p>(注) ① この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。</p> <p>② [略]</p> <p>③ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並</p>

びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

④ [略]

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]

[略]

続 柄 等 [略]

[略]

(注) ① この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。

② [略]

③ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

④ [略]

[略]

[改正前 別記]

第2号様式(第3条関係)

[略]

[略]

那覇市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。

[略]

[略]

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第3条関係)

[略]

[略]

那覇市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。

[略]

[略]

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第6条関係)

[略]

[略]

1 届出の事由

[略]

- 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- その他()

[略]

[改正後 別記]

第3号様式(第6条関係)

[略]

[略]

1 届出の事由

[略]

- 育児休業等に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他()

[略]

[改正前 別記]

第4号様式(第11条関係)

[略]

[略]

続 柄 [略]

[略]

- (注) ① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。
- ②～③ [略]
- ④ 「7 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以

外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑤ [略]

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第11条関係)

[略]

[略]

続柄等 [略]

[略]

(注) ① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。

②～③ [略]

④ 「7 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑤ [略]

[略]

[改正前 別記]

第5号様式(第14条関係)

部分休業承認請求書

[略]

続柄 [略]

[略]

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。

②～④ [略]

[略]

(裏面)

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第14条関係)

(表面)

部分休業承認請求書

[略]
続柄等 [略]
[略]
(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。 ②～④ [略]
[略]

(裏面)

[略]

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条及び付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則別表第2第12号の規定は、平成29年3月1日以後に婚姻の届出又は結婚式をした職員(同日前に既に当該婚姻の届出又は結婚式のいずれかをしている者及び同年3月31日までに改正前の同規則別表第2第12号の規定による特別休暇の付与が開始された者(以下これらを「改正前該当者」という。))を除く。)について適用し、改正前該当者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する規則第57条の8第6項第9号の規定は、平成29年1月1日以後の部分休業の期間について適用し、同日前の部分休業の期間については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第8の規定は、平成29年1月1日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

那覇市規則第11号

平成29年3月31日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条 条例第9条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けて現実に<u>職務をとる</u>ことを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に<u>職務をとる</u>ことを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の育児休業により現実に<u>職務をとる</u>ことを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務(<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による勤務を含む。)</u>をいう。)により現実に<u>職務をとる</u>ことを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第9条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等であっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けて現実に<u>職務に従事する</u>ことを要しない期間又は<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の大学院修学休業若しくは地方公務員法第26条の6第1項の配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間</u>のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に<u>職務に従事する</u>ことを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の育児休業により現実に<u>職務に従事する</u>ことを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務(<u>同法第10条第1項の育児短時間勤務(同法第17条の規定による勤務を含む。)</u>をいう。)により現実に<u>職務に従事する</u>ことを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第9条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等であっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する</p>

順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。)退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

2～5 [略]

(受給資格証の交付)

第10条 [略]

数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。)退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

2～5 [略]

(受給資格証の交付等)

第10条 [略]

2 任命権者は、前項の規定により受給資格証を交付したときは、失業者の退職手当支給台帳(以下「台帳」という。)を作成し、これを保管するものとする。

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、受給資格者(氏名・住所)変更届(第5号様式の2)に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後最初に失業の証明を受ける日に元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があると

<p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 任命権者は、第1項に規定する申出をした者が条例第14条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(第7号様式)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>(公共職業訓練等を受講する場合における届出)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 元の任命権者は、前項の規定による受講届及び通所届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、<u>当該受給資格者に返付しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 元の任命権者は、前項の規定による届け書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改訂をし、<u>当該受給資格者に返付しなければならない。</u></p>	<p><u>きは、これを添えないことができる。</u></p> <p>4 元の任命権者は、<u>受給資格者(氏名・住所)変更届の提出を受けたときは、台帳及び受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格証を返付しなければならない。</u></p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 任命権者は、第1項に規定する申出をした者が条例第14条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(第7号様式)を交付するとともに、<u>台帳及び受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格証を返付しなければならない。</u></p> <p>5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、<u>台帳及び提出を受けた書類に必要な事項を記載し、当該書類を返付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>(公共職業訓練等を受講する場合における届出)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 元の任命権者は、前項の規定による受講届及び通所届の提出を受けたときは、<u>台帳及び受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格証を返付しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 元の任命権者は、前項の規定による届け書の提出を受けたときは、<u>台帳及び受給資格証に必要な改訂をし、当該受給資格証を返付しなければならない。</u></p>
--	--

<p>(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 元の任命権者は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、<u>受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。</u></p> <p>(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第17条 受給資格者は、条例第14条第8項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、<u>傷病手当に相当する退職手当請求書(第13号様式)に受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。</u>第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>2 元の任命権者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、<u>受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第20条 <u>第12条第2項、第14条第1項前段及び第2項並びに第18条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。</u>この場合において、これらの規定(第12条第2項各号を除く。)中「<u>受給資格者</u>」とあるのは「<u>高年齢受給資格者</u>」と、「<u>基本手当</u>」とあるのは「<u>高年齢求職者給付金</u>」と、「<u>受給資格証</u>」とあるのは「<u>高年齢受給資格証</u>」と、「<u>条例第14条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第14条第5項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、<u>条例第14条第5項の規定による退職手当に係る場合</u>にあつては前条</p>	<p>(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 元の任命権者は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、<u>台帳及び受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格証を返付しなければならない。</u></p> <p>(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第17条 受給資格者は、条例第14条第8項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、<u>傷病手当に相当する退職手当申請書(第13号様式)に受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。</u>第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>2 元の任命権者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、<u>台帳及び受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格証を返付しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第20条 <u>第10条第2項から第4項まで、第12条第2項、第14条第1項前段及び第2項並びに第18条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。</u>この場合において、これらの規定(第12条第2項各号を除く。)中「<u>受給資格者</u>」とあるのは「<u>高年齢受給資格者</u>」と、「<u>基本手当</u>」とあるのは「<u>高年齢求職者給付金</u>」と、「<u>受給資格証</u>」とあるのは「<u>高年齢受給資格証</u>」と、「<u>条例第14条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第14条第5項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、<u>条例第14条第5項の規定による退職手当に係る場合</u>にあつては前条</p>
--	---

において準用する第14条第2項の規定による失業の証明を受けた後に、条例第14条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第14条第1項前段の規定による求職の申込みをした後に元の任命権者が指定する日に元の任命権者から失業の証明を受け、元の任命権者に失業者の退職手当請求書を提出しなければならない。

3 [略]

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第22条 受給資格者は、条例第14条第8項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当申請書(第15号様式)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当申請書(第15号様式の2)に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当請求書(第16号様式)に、条例第14条第8項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当請求書(第17号様式)に、同項第6号の規定による退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当請求書(第18号様式)にそれぞれ受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

において準用する第14条第2項の規定による失業の証明を受けた後に、条例第14条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第14条第1項前段の規定による求職の申込みをした後に元の任命権者が指定する日に元の任命権者から失業の証明を受け、元の任命権者に高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書(第14号様式の2)を提出しなければならない。

3 [略]

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第22条 受給資格者は、条例第14条第8項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書に、それぞれ受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は高年齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

(1) 条例第14条第8項第4号の規定による退職手当のうち、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める文書

ア 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当申請書(第15号様式)

イ 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。))を除く。以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当申請書(第15号様式の2)

ウ 就業促進定着手当に相当する退職

<p>2 元の任命権者は、前項の規定による<u>請求書</u>の提出を受けたときは、<u>受給資格証</u>に必要な事項を記載し、<u>その者に返付</u>しなければならない。</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第10号様式 別記]</p> <p>[第13号様式 別記]</p> <p>[第14号様式 別記]</p>	<p><u>手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(第15号様式の3)</u></p> <p><u>エ 雇用保険法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当申請書(第16号様式)</u></p> <p>(2) <u>条例第14条第8項第5号の規定による退職手当 移転費に相当する退職手当申請書(第17号様式)</u></p> <p>(3) <u>条例第14条第8項第6号の規定による退職手当のうち、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める文書</u></p> <p><u>ア 雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当申請書(第18号様式)</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第59条第1項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当申請書(第18号様式の2)</u></p> <p><u>ウ 雇用保険法第59条第1項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当申請書(第18号様式の3)</u></p> <p>2 元の任命権者は、前項の規定による<u>申請書</u>の提出を受けたときは、<u>台帳及び受給資格証又は高年齢受給資格証</u>に必要な事項を記載し、<u>当該受給資格証又は高年齢受給資格証を返付</u>しなければならない。</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第5号様式の2 別記]</p> <p>[第10号様式 別記]</p> <p>[第13号様式 別記]</p> <p>[第14号様式 別記]</p>
---	--

[第15号様式 別記] [第15号様式の2 別記] [第16号様式 別記] [第17号様式 別記] [第18号様式 別記]	[第14号様式の2 別記] [第15号様式 別記] [第15号様式の2 別記] [第15号様式の3 別記] [第16号様式 別記] [第17号様式 別記] [第18号様式 別記] [第18号様式の2 別記] [第18号様式の3 別記]
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。 4 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 6 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 7 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

[略]
 頭書の疾病にて現在加療中であるが、別紙添付診断の如き症状所見にしてその身体障害の程度は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度にあるものと認められます。
 [略]
 [略]

[改正後 別記]

第3号様式(第3条関係)

[略]
 頭書の疾病にて現在加療中であるが、別紙添付診断の如き症状所見にしてその身体障害の程度は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度にあるものと認められます。
 [略]
 [略]

[改正後 別記]

第5号様式の2(第10条関係)

受給資格者(氏名・住所)変更届

那覇市職員退職手当支給条例施行規則第10条第3項の規定により下記のとおり提出します。 年 月 日 任命権者 宛 受給資格者氏名 印					
受給資格証番号					
1 氏名	フリガナ				
	新				
	旧				
2 住所	新				
	旧				
3 生年月日		年 月 日	4 変更年月日		年 月 日
備 考	※口座名義変更確認欄				
		課 長	主 査 等	担 当	

- 注 1 「受給資格者氏名」については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 氏名を変更したときは、表題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 3 住所又は居所を変更したときは、表題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(住民票の写し等)を添えること。
- 5 ※印欄は、記載しないこと。

[改正前 別記]

第10号様式(第15条関係)

[略]							
② 公 共 職 業 訓 練 等 に 関 す る 事 項	(1) 種 類	1 職業能力開発 促進法(昭和44 年法律第64号) 第15条第2項の 公共職業訓練 施設の行う職 業訓練	2 雇用 保 険 法 第 6 3 条 第1項第 3号の講 習 及 び 訓 練	3 炭 鉱 離 職 者 臨 時 措 置 法 (昭 和 3 4 年 法 律 第 1 9 9 号) 第 2 3 条 第 1 項 第 3 号 の 講 習	4 身 体 障 害 者 雇 用 促 進 法 (昭 和 3 5 年 法 律 第 1 2 3 号) 第 6 条 の 適 応 訓 練	5 中 高 年 齢 者 等 の 雇 用 の 促 進 に 関 する 特 別 措 置 法 (昭 和 4 6 年 法 律 第 6 8 号) 第 1 5 条 第 1 項 の 計 画 に 準 拠 した 同 項 第 3 号 の 訓 練	6 沖 縄 振 興 開 発 特 別 措 置 法 (昭 和 4 6 年 法 律 第 1 3 1 号) 第 4 4 条 第 1 項 第 4 号 の 講 習
		[略]					
[略]							

[略]

[改正後 別記]

第10号様式(第15条関係)

[略]						
② 公 共 職 業 訓 練 等 に 関 す る 事 項	(1) 種 類	1 職業能力開発 促進法(昭和44 年法律第64号) 第15条第2項の 公共職業訓練 施設の行う職 業訓練	2 雇用保 険法第63 条第1項第 3号の講習 及び訓練	3 障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 4 6 年 法 律 第 6 8 号) 第 1 3 条 の 適 応 訓 練	4 高 年 齢 者 等 の 雇 用 に 関 する 法 律 第 2 5 条 第 1 項 の 計 画 に 準 拠 した 同 項 第 3 号 に 掲 げ る 訓 練	5 雇 用 保 険 法 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る 船 員 の 職 業 能 力 の 開 発 及 び 向 上 に 資 す る 訓 練 又 は 講 習 と し て 厚 生 勞 働 大 臣 が 定 め る も の
		[略]				
[略]						

[略]

[改正前 別記]

第13号様式(第17条関係)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

[略]		[略]
期 申 支 間 請 給	⑩ 同一の傷病により受ける ことができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	[略]	
[略]		
[略]		

(裏)

1~2 [略]

3 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受け付けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。

(1)～(2) [略]

(3) [略]

(4) 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)その他各種の共済組合法による傷病手当金

(5)～(6) [略]

(7) 公害健康被害補償法(昭和48年法律第111号)による障害補償費

4～5 [略]

[改正後 別記]

第13号様式(第17条関係)

(表面)

傷病手当に相当する退職手当申請書

		[略]
[略]		
期 申 支	⑩ 同一の傷病により受ける	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) <u>(8)</u>
間 請 給	ことができる給付	
	[略]	
[略]		
		[略]

(裏面)

1～2 [略]

3 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受け付けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。

(1)～(2) [略]

(3) 船員法(昭和22年法律第100号)による傷病手当

(4) [略]

(5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)その他各種の共済組合法による傷病手当金

(6)～(7) [略]

(8) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)による障害補償費

4～5 [略]

[改正前 別記]

第14号様式(第19条関係)

[略]	
高年 年齢受 給資 格者	[略]
給 付 日 数	[略]
[略]	

[略]

[改正後 別記]

第14号様式(第19条関係)

[略]	
高年 年齢受 給資 格者	[略]
退 職 事 由	
給 付 日 数	[略]
[略]	

[略]

[改正後 別記]

第14号様式の2(第21条関係)

高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書

退職年月日	年 月 日	求職申込年月日	年 月 日
失業認定年月日	年 月 日	退職時に支給した 退職手当額(A)	円
高年齢求職者給 付金の額に相当 する額(B)	円	請求額(B)-(A)	円
生 年 月 日	年 月 日		
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第21条第2項の規定により上記のとおり 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を請求します。 年 月 日 住所 氏名 宛 元の任命権者			

[改正前 別記]

第15号様式(第22条関係)

就業手当に相当する退職手当申請書

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

[略]

(裏)

[略]

1～8 [略]

[改正後 別記]

第15号様式(第22条関係)

(表面)

就業手当に相当する退職手当申請書

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第1号アの規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

[略]

(裏面)

[略]

1～8 [略]

9 ※印欄には、記載しないこと。

[改正前 別記]

第15号様式の2(第22条関係)

再就職手当に相当する退職手当申請書

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

注 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1ヵ月以内(提出期限)に、申請者の元の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
2～9 [略]

[改正後 別記]

第15号様式の2(第22条関係)

再就職手当に相当する退職手当申請書

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第1号イの規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

注 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1月以内に、申請者の元の任命権者に提出すること。
2～9 [略]

[改正後 別記]

第15号様式の3(第22条関係)

(表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者		②受給資格者番号			
③ 住所					
④ 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称				
	所 在 地	〒 (電話)			
	事業の種類				
⑤ 1週間の所定労働時間	時間 分	⑥ 求人申込み等に明示した賃金額(月額)		万 千円	
⑦ 雇用期間中の賃金支払状況					
ア 賃金支払対象期間	イ アの基礎日数	ウ 賃金額			エ 備考
		A	B	計	
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
⑧ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは、名称及び代表者氏名)					
⑨ 那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第1号ウの規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 印 元の任命権者 宛					

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月に至った日の翌日から起算して2月以内に、元の任命権者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては①から③までの欄及び⑨欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては④から⑧までの欄をそれぞれ記載すること。ただし、①から③までの欄は、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は、記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
⑨欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア ⑤欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ ⑥欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - ウ ⑦欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ ⑧欄において、④から⑦までの欄の記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

[改正前 別記]

第16号様式(第22条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当申請書

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

- 注 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1ヵ月以内(提出期限)に、申請者の元の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- 2 この申請書には、受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳を添えること。
- 3～8 [略]

[改正後 別記]

第16号様式(第22条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当申請書

[略]

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第1号エの規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

- 注 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1月以内に、申請者の元の任命権者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は被保険者手帳を添えること。
- 3～8 [略]

[改正前 別記]

第17号様式(第22条関係)

移転費に相当する退職手当請求書

[略]	[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項の規定により、上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。	
[略]	[略]
[略]	[略]

注 1 この申請書には、受給資格者証を添えて提出すること。

2～6 [略]

[改正後 別記]

第17号様式(第22条関係)

移転費に相当する退職手当申請書

[略]	[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第2号の規定により、上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。	
[略]	[略]
[略]	[略]

注 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1月以内に、原則として申請者の元の任命権者に提出すること。2 この申請書には、受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて提出すること。

3～7 [略]

[改正前 別記]

第18号様式(第22条関係)

広域求職活動費に相当する退職手当請求書

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項の規定により、上記のとおり <u>広域求職活動費</u> に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

注 1 この申請書は、広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に広域求職活動を指示した公共職業安定所の長に提出すること。

2 [略]

[改正後 別記]

第18号様式(第22条関係)

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当申請書

[略]
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第3号アの規定により、上記のとおり <u>求職活動支援費(広域求職活動費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。
[略]
[略]
[略]

注 1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に元の任命権者に提出すること。

2 [略]

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者(以下「教育訓練実施者」という。)の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類(以下「教育訓練修了証明書」という。)に記載された受講修了日の翌日から起算して1月以内に、受給資格証又は高年齢受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、元の任命権者に提出すること。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容を良く確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。
 - (1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。)、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
 - (3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」(「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に必要。)
- 3 申請書の記載について
 - (1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

01 輸送・機械運転関係	04 情報関係	07 技術関係
02 医療・社会福祉・保険衛生関係	05 事務関係	08 製造関係
03 専門的サービス関係	06 営業・販売・サービス関係	09 その他
 - (2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)の両方に記載された額と同一額となっていることを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。
 - (3) ※印の欄には記載しないこと。

[改正後 別記]

第18号様式の3(第22条関係)

求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当申請書

申請者	氏名		受給資格証番号					
	住所又は居所							
1 保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用(自己負担分)
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため		日	※区分 (01～14) 裏面参照		日	円
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため		日	※区分 (01～14) 裏面参照		日	円
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため		日	※区分 (01～14) 裏面参照		日	円
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため		日	※区分 (01～14) 裏面参照		日	円
<p>那覇市職員退職手当支給条例施行規則第22条第1項第3号ウの規定により、上記のとおり求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">元の任命権者 宛 申請者氏名 印</p>								
※ 処 理 欄	支給決定年月日		年 月 日					
	項番	計算欄		支給額(円)				
	①							
	②							
	③							
	④							
	合計							
備考								
				課長		主査等		担当

(裏面)

注意事項

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(求職活動関係役務利用費))中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日(認定日＝確認日(求職活動関係役務利用費))に、受給資格証又は高年齢受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、元の任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者の方が求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)支給申請書を提出する場合にあっては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4月以内に行うこと。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。)、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類(「教育訓練修了証明書」等)

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合は、その額を証明する書類

3 申請書の記載について

(1) 1欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。

(2) 1欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

(3) 1欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	08 一時預かり保育	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業	(認可外保育施設が行う保育等)
	(ファミリー・サポート・センター事業)	

(4) 費用(自己負担分)の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)の額と同一額となっていることを確認すること。

(5) ※印の欄には記載しないこと。

那覇市規則第12号
平成29年3月31日
公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づいて</u>臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任用の基準)</p> <p>第2条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に任用することができる。</p> <p>(1) <u>定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第2号に定める職員をいう。以下同じ。)</u>が育児休業する場合</p> <p>(2) <u>定数職員が分べん休暇を受ける場合</u></p> <p>(3) <u>定数職員が1月以上の期間地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合</u></p> <p>(4) <u>定数職員が1月以上の期間療養休暇を受ける場合</u></p> <p>(5) <u>定数職員が継続して1月以上の期間那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第7</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>次に掲げる規定に基づき</u>臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号</u></p> <p>(3) <u>那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年那覇市条例第1号)第10条第1項第2号</u></p> <p>(任用の基準)</p> <p>第2条 臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分(第6条及び第15条において「任用区分」という。)に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。</p> <p>(1) <u>前条第1号に掲げる規定</u></p> <p>ア <u>定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第2号の職員をいう。以下同じ。)</u>が、継続して1月以上の期間、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。)第21条の病気休暇を取得する場合</p> <p>イ <u>定数職員が、継続して1月以上の期間、勤務時間規則第22条第1項の介護</u></p>

3号。以下「勤務時間条例」という。) 第11条の規定により介護休暇を受ける場合

(6) 定数職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合

(7) 前各号に掲げる場合を除くほか、市長が必要と認める場合

(任用の制限)

第6条 臨時職員としての通算する在職期間が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時職員となることができない。

2 前項に規定する臨時職員としての通算する在職期間には、退職した日から再び臨時職員となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。

3 [略]
(勤務時間等)

第14条 [略]

2 次に掲げる日は、勤務を要しない日とする。

- (1) [略]
- (2) 勤務時間条例第7条に規定する休日

休暇を取得する場合

ウ 定数職員が勤務時間規則別表第2第1号又は第2号に規定する特別休暇を取得する場合

エ 定数職員が、継続して1月以上の期間、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合

オ 定数職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合

カ その他市長が必要と認める場合

(2) 前条第2号に掲げる規定 定数職員が育児休業をする場合

(3) 前条第3号に掲げる規定 定数職員が配偶者同行休業をする場合

(任用の制限)

第6条 第2条の規定による任用は、任用区分ごとに通算して1年を超えて行うことができない。

2 前項の規定により通算する任用の期間には、退職の日から同一の任用区分により新たに任用する日までの期間(当該任用区分と異なる任用区分による任用の期間を除く。)が1年以上ある場合における当該退職の日以前の任用期間を含まないものとする。

3 [略]
(勤務時間等)

第14条 [略]

2 [略]

- (1) [略]
- (2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第7条第1項の休日

3～4 [略]

(年次有給休暇)

第15条 臨時職員は、次表に掲げる継続する任用期間に応じ、同表に定める日数の年次有給休暇(1日を単位とする。ただし、業務に支障がないと認められるときは、1時間を単位とすることができる。)を受けすることができる。

任用期間	日数
[略]	

(年次有給休暇以外の休暇)

第16条 臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けすることができる。

(1)～(2) [略]

(3) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。)別表第2第4号から第8号まで又は第18号の中欄に該当する場合 それぞれ当該右欄に規定する期間

(4) [略]

(5) 勤務時間規則別表第2第22号の中欄に該当する場合 当該右欄に規定する期間

3～4 [略]

(年次有給休暇)

第15条 臨時職員は、次の表に掲げる継続する任用期間(第2条の規定による任用(任用区分を問わない。)の初日を起算日として継続する1年を上限とする期間をいう。))に応じ、同表に定める日数の年次有給休暇(1日を単位とする。ただし、業務に支障がないと認められるときは、1時間を単位とすることができる。)を受けすることができる。

継続する任用期間	日数
[略]	

2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、前項の任用が1年を超えて継続する場合において、当該1年の次の年に繰り越すことができる。

(年次有給休暇以外の休暇)

第16条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 勤務時間規則別表第2第4号から第8号まで、第12号又は第18号の中欄に該当する場合 それぞれ当該右欄に規定する期間

(4) [略]

(5) 中学校就学の始期に達するまでの子(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第6条の2第1項の子をいう。以下この号において同じ。)を養育する臨時職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)を行う場合 1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間

<p>(6)～(7) [略]</p> <p>2 <u>前項第5号から第7号</u>までの規定により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。</p> <p>(休暇等の場合の給料)</p> <p>第18条 年次有給休暇又は第16条第1項第1号若しくは第2号の規定により勤務しない時間については、当該時間を勤務したものとみなして給料を支給する。</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(6)～(7) [略]</p> <p>2 <u>前項第6号又は第7号</u>の規定により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。</p> <p>(休暇等の場合の給料)</p> <p>第18条 年次有給休暇又は第16条第1項第1号から第5号までの規定により勤務しない時間については、当該時間を勤務したものとみなして給料を支給する。</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則の一部改正)
- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)第2条第7号の規定に基づき臨時的に任用する職員の身分取扱いの特例について定めるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、臨時職員の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いについては、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の規定(第2条第1号から第6号まで、第3条第2項及び第4項、第6条第3項並びに第11条の規定を除く。)を準用する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)第2条第1号カの規定に基づき臨時的に任用する職員の身分取扱いの特例について定めるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、臨時職員の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いについては、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の規定(同規則第2条、第3条第2項及び第4項、第6条第3項並びに第11条の規定を除く。)を準用する。</p>

備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

別表(第9条関係)

区分	日額
一般事務職員 一般技術職員	6,470円
保育士(クラス担任に限る。) 幼稚園教諭(学級担任に限る。)	8,480円
保育士(クラス担任を除く。) 幼稚園教諭(学級担任を除く。)	7,970円
現業職員	6,470円
保健師	9,600円
[略]	

[改正後 別記]

別表(第9条関係)

区分	日額
一般事務職員 一般技術職員	6,540円
保育士(クラス担任に限る。) 幼稚園教諭(学級担任に限る。)	8,550円
保育士(クラス担任を除く。) 幼稚園教諭(学級担任を除く。)	8,040円
現業職員	6,540円
保健師	9,670円
[略]	

那覇市規則第13号
平成29年3月31日
公 布 済

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則(平成元年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)第6条の2の規定に基づく<u>保健施設</u>として行うはり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術(以下「<u>施術</u>」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>施術の対象</u>)</p> <p>第2条 <u>施術は、末しょう神経疾患又は運動器疾患により医師の診療を受けたことが明らかな本市国民健康保険の被保険者(以下「<u>被保険者</u>」という。)について行う。ただし、現に当該疾患により本市国民健康保険の療養の給付を受けている被保険者については行わない。</u></p>	<p>那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の<u>施術の利用</u>に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)第6条の2の規定に基づく<u>保健事業</u>として行う、<u>施術の利用に係る費用の助成</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>定義</u>)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>施術</u> <u>末しょう神経疾患及び運動器疾患に係るはり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施術であって、第12条の負担金の対象となるものをいう。</u></p> <p>(2) <u>被保険者</u> <u>本市が行う国民健康保険の被保険者をいう。</u></p> <p>(3) <u>特定健診</u> <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定により行う同法第18条第1項の特定健康診査をいう。</u></p> <p>(<u>施術の対象者</u>)</p> <p>第2条 <u>施術を受けることができる者は、被保険者であって、次の各号(被保険者が特定健診の対象者でない場合は、第3号を除く。)のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>現に、末しょう神経疾患又は運動器疾患について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条第1項の療養費</u></p>

<p>2 <u>緊急その他やむを得ない理由により医師の診療を受けることができなかった被保険者について、市長が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず施術を行うものとする。</u></p> <p>(施術の制限)</p> <p>第3条 施術は、被保険者1人について1日1回とし、<u>年10回</u>を限度とする。</p> <p>(施術担当者の指定)</p> <p>第4条 市長は、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有する者で、本市内に<u>施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2に規定する施術所をいう。以下同じ。)</u>を有するものうちから那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者(以下「<u>施術担当者</u>」という。)を指定する。</p> <p>2~6 [略]</p> <p>(その他)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p><u>の支給を受けていない者であること。</u></p> <p>(2) <u>当該被保険者が属する世帯に係る、施術を受ける日の属する年度の前年度までに課された本市の国民健康保険税が完納されていること、又は完納される見込みがあること。</u></p> <p>(3) <u>施術を受ける日の属する年度若しくは当該年度の前年度において特定健診を受けている者又は当該年度において特定健診を受けようとする者であること。</u></p> <p>2 <u>前項第3号の規定にかかわらず、特定健診の対象者が、高齢者の医療の確保に関する法律第20条ただし書の規定に該当する場合、又はやむを得ない理由により特定健診を受けることができないと市長が認める場合は、<u>施術を受けることができるものとする。</u></u></p> <p>(施術の制限)</p> <p>第3条 施術は、被保険者1人について1日1回とし、<u>1の年度につき7回</u>を限度とする。</p> <p>(施術担当者の指定)</p> <p>第4条 市長は、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有する者で、本市内に<u>施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項の施術所をいう。以下同じ。)</u>を有するものうちから那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術担当者(以下「<u>施術担当者</u>」という。)を指定する。</p> <p>2~6 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「<u>改正後部分</u>」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「<u>改正部分</u>」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改</p>	

める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市規則第14号

平成29年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 <u>6,860</u>
	副主任非常勤電話交換手	日額 <u>6,270</u>
	非常勤電話交換手	時給 <u>950</u>
	非常勤事務員	日額 <u>5,720</u>
	非常勤印刷室用務員	日額 <u>7,140</u>
秘書広報課	非常勤事務員	日額 <u>6,480</u>
	非常勤秘書	日額 <u>7,550</u>
平和交流・男女 参画課	非常勤通訳	日額 <u>8,570</u>
	なは女性センター指導員	日額 <u>9,440</u>
	なは女性センター相談員	日額 <u>8,570</u>
人事課	心理相談員	日額 <u>8,570</u>
	[略]	
	職員研修非常勤事務員	日額 <u>6,060</u>
	非常勤保健師	日額 <u>9,260</u>
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額 <u>5,720</u>
	本庁舎非常勤総合案内員(通訳者)	日額 <u>8,570</u>
	非常勤庁舎管理補助員	日額 <u>6,480</u>

	非常勤守衛	日額(日勤) <u>7,140</u> 日額(夜勤) <u>16,150</u>
	普通財産管理非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週5日)	日額 <u>8,340</u>
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週4日)	日額 <u>10,430</u>
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額 <u>7,340</u>
法制契約課	契約事務非常勤職員	日額 <u>6,270</u>
企画調整課	非常勤事務職員	日額 <u>5,720</u>
	統計事務非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
納税課	市税納付推進員	日額 <u>6,730</u>
	市税収納等補助員	日額 <u>6,480</u>
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
市民税課	課税資料等整備補助員	日額 <u>6,480</u>
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	軽自動車税賦課事務補助非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	固定資産課税台帳整備要員	日額 <u>6,480</u>
	固定資産電子地図整備要員	日額 <u>6,480</u>
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 <u>6,480</u>
	償却資産非常勤事務員	日額 <u>6,480</u>
市民生活安全課	[略]	
	消費生活相談員	日額 <u>8,570</u>
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額 <u>6,270</u>
	なは市民活動支援センター専門相談員	日額 <u>10,110</u>
	なは市民活動支援センター市民活動推進員	日額 <u>7,840</u>
	なは市民活動支援センター市民活動推進補助員	日額 <u>4,040</u>
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額 <u>7,100</u>
	非常勤事務員	日額 <u>6,060</u>
	非常勤窓口証明発行員	日額 <u>6,480</u>
	地域コミュニティー推進員	日額 <u>6,270</u>
	国民年金相談員	日額 <u>7,340</u>
	窓口証明審査員	日額 <u>7,100</u>
	証明書審査員	日額 <u>7,100</u>
	住民異動届等審査員	日額 <u>7,100</u>
	個人番号カード交付事務等審査員	日額 <u>7,100</u>
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額 <u>8,570</u>
	自主企画事業補助員	日額 <u>6,060</u>
	市民会館管理要員	時給 <u>1,300</u>

	非常勤施設管理技術補助員	日額 <u>8,340</u>
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額 <u>9,180</u>
	調査指導員	日額 <u>8,570</u>
	副調査指導員	日額 <u>7,290</u>
	調査補助員	日額 <u>7,040</u>
	資料整理員	日額 <u>7,340</u>
	副資料整理員	日額 <u>6,480</u>
	資料整理補助員	日額 <u>5,550</u>
	識名園管理指導員	日額 <u>8,570</u>
	玉陵管理指導員	日額 <u>8,570</u>
	文化財保護専任主事	日額 <u>10,350</u>
	非常勤学芸員	日額 <u>8,570</u>
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 <u>8,570</u>
	歴史資料整理員	日額 <u>7,290</u>
	[略]	
	教育普及員	日額 <u>8,570</u>
	歴史博物館非常勤事務員	日額 <u>5,720</u>
壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 <u>5,720</u>	
商工農水課	那覇市就職相談員	日額 <u>8,570</u>
	農業事務補助非常勤職員	日額 <u>6,060</u>
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額 <u>6,060</u>
	水産業振興非常勤職員	日額 <u>10,710</u>
	非常勤水産業務土木技師	日額 <u>10,430</u>
	なは産業支援センター非常勤職員	日額 <u>8,570</u>
	[略]	
なはまちなか振興課	[略]	
	公設市場事務補助非常勤職員	日額 <u>5,720</u>
	なはまちなか振興技術支援員	日額 <u>10,710</u>
観光課	那覇市観光協会等関連業務非常勤職員	日額 <u>8,570</u>
環境政策課	ISO14001推進業務非常勤	日額 <u>6,060</u>
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 <u>6,060</u>
	廃棄物事務支援員	日額 <u>6,060</u>
	[略]	
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止行為指導員	日額 <u>10,430</u>
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額 <u>6,860</u>
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額 <u>8,580</u>
	公営墓地調査管理事務非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額 <u>6,270</u>
	住宅騒音防止対策事業非常勤職員	日額 <u>6,060</u>
環境衛生課	[略]	
	狂犬病予防事務補助員	日額 <u>6,270</u>
福祉政策課	援護事務相談員	日額 <u>8,090</u>

	援護事務員	日額 <u>6,480</u>
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	日額 <u>6,480</u>
	[略]	
	ホームページ等広報担当非常勤	日額 <u>5,720</u>
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日額 <u>6,480</u>
	障害福祉サービス等調査員	日額 <u>8,800</u>
	聴覚障がい者相談員	日額 <u>7,560</u>
	手話通訳者	日額 <u>8,340</u>
	医療費助成事務点検職員	日額 <u>7,340</u>
	[略]	
	障害福祉サービス等事務員	日額 <u>7,340</u>
	障害支援区分認定等事務員	日額 <u>8,800</u>
	障害支援区分認定調査員	日額 <u>8,800</u>
	補装具・用具給付受付相談員	日額 <u>7,340</u>
	自立支援医療等非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	[略]	
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員	日額 <u>9,180</u>
	自立支援医療費(更生医療)事務点検職員	日額 <u>7,340</u>
ちやーがんじゅ う課	介護保険料等収納推進員	月額 <u>73,550</u> 円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	[略]	
	介護相談員	日額 <u>8,800</u>
	[略]	
	認定調査員補助員	日額 <u>8,760</u>
	介護保険窓口指導員	日額 <u>6,480</u>
	介護認定審査事務員	日額 <u>6,480</u>
	[略]	
	介護保険レセプト点検員	日額 <u>7,340</u>
	介護保険主任レセプト点検員	日額 <u>7,790</u>
	[略]	
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	介護保険料非常勤職員	日額 <u>5,720</u>
	介護予防専門員	[略]
	包括支援社会福祉士	[略]
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 <u>6,480</u>
介護保険等事業者指導員	[略]	
保護管理課	[略]	
	医療扶助適正化推進職員	日額 <u>6,060</u>
	女性相談員	日額 <u>8,570</u>
	福祉相談補助員	日額 <u>6,060</u>

	非常勤資産調査職員	日額 <u>6,270</u>
	生活保護統計事務担当非常勤職員	日額 <u>6,270</u>
	レセプト点検職員	日額 <u>7,340</u>
	医療事務担当非常勤職員	日額 <u>7,340</u>
	[略]	
	病院等担当支援職員	日額 <u>6,270</u>
	保護施設担当支援職員	日額 <u>6,270</u>
	[略]	
	那覇市面接相談員	日額 <u>8,800</u>
	[略]	
	非常勤扶養調査職員	日額 <u>6,270</u>
	児童自立支援員	日額 <u>8,570</u>
	生活保護事務支援員	日額 <u>8,170</u>
	[略]	
	年金等調査員	日額 <u>6,270</u>
	[略]	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 <u>6,270</u>
	預貯金等調査非常勤職員	日額 <u>6,270</u>
	生活保護業務事務補助職員	日額 <u>5,720</u>
	医療券等発券非常勤職員	日額 <u>6,060</u>
	生活困窮者包括支援業務非常勤職員	日額 <u>8,570</u>
保健総務課	結核・感染症担当非常勤看護師	日額 <u>9,260</u>
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 <u>8,800</u>
	健康増進課非常勤保健師	[略]
地域保健課	[略]	
	地域保健課非常勤保育士	日額 <u>7,340</u>
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日額 <u>6,860</u>
	国民健康保険レセプト点検職員	日額 <u>7,340</u>
	国民健康保険レセプト点検等主任	日額 <u>7,790</u>
	国民健康保険医療費集計事務職員	日額 <u>7,340</u>
	国民健康保険レセプト資格過誤点検職員	日額 <u>7,340</u>
	第三者行為求償事務職員	月額 <u>144,180</u> 円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税収納推進員	月額 <u>73,550</u> 円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税特別滞納整理指導員	月額 <u>174,180</u>
	国保・後期高齢者保険料(税)滞納整理補助員	日額 <u>6,860</u>
	那覇市国民健康保険給付債権管理員	日額 <u>6,480</u>
特定健診課	[略]	
	健康相談員	日額 <u>9,260</u>

	特定健診データ管理事務員	日額 <u>6,480</u>
	[略]	
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	時給 <u>980</u>
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 <u>950</u>
	[略]	
	非常勤事務員	日額 <u>5,720</u>
	保育所整備非常勤職員	日額 <u>7,550</u>
	児童クラブ事務補助非常勤職員	日額 <u>5,720</u>
	児童厚生員	日額 <u>6,120</u>
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 <u>8,570</u>
	認定こども園移行支援員	日額 <u>9,440</u>
	非常勤保育教諭	日額 <u>7,110</u>
	こどもみらい課	保育所パート職員
非常勤調理員		時給 <u>950</u>
非常勤栄養士		日額 <u>7,310</u>
非常勤給食搬送・調理補助員		日額 <u>6,480</u>
認可外保育施設指導員		日額 <u>7,340</u>
保育所入退所相談非常勤職員		日額 <u>7,550</u>
保育施設情報相談員		日額 <u>7,550</u>
[略]		
非常勤保育士		時給 <u>980</u>
非常勤保育士(週3日又は週2日)		時給 <u>980</u>
休憩対応非常勤保育士		時給 <u>980</u>
幼稚園保育料徴収補助員		日額 <u>5,720</u>
つどいの広場子育てアドバイザー		日額 <u>6,270</u>
[略]		
非常勤用務員		日額 <u>5,720</u>
療育センター非常勤保育士		日額 <u>9,180</u>
[略]		
療育センター非常勤事務員		日額 <u>6,480</u>
保育所非常勤用務員		時給 <u>950</u>
子育て応援課		児童手当等事務従事非常勤職員
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 <u>7,550</u>
	育児専門支援員	日額 <u>8,570</u>
	家庭相談員	日額 <u>8,570</u>
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額 <u>7,100</u>
	母子・父子自立支援員	日額 <u>8,570</u>
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	日額 <u>7,340</u>
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 <u>6,480</u>
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 <u>8,570</u>
道路管理課	道路台帳システム補助員	日額 <u>6,480</u>

市営住宅課	市営住宅非常勤職員	日額 6,060
公園管理課	非常勤機械技師	日額 10,430
	非常勤土木技師	日額 10,430
	公園管理事務非常勤職員	日額 6,270
出納室	出納審査事務非常勤職員	日額 6,480
教育委員会総務課	補助用務員	時給 950
	非常勤用務員	時給 950
	学校事務補助員	時給 950
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 950
	育児短時間勤務対応非常勤図書事務員	時給 1,010
生涯学習課	社会教育指導員	月額 118,500
	青少年交流推進指導員	時給 950
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額 6,480
施設課	非常勤環境整備員	日額 9,670
	学校駐車事務支援職員	時給 950
牧志駅前ほしぞら公民館	プラネタリウム操作技師	日額 9,730
	プラネタリウム操作補助員	日額 6,940
中央図書館	図書館補助員	時給 1,010
	図書館カウンター要員	時給 950
教育相談課	[略]	
	教育相談員	日額 10,710
	専任指導員	日額 10,710
	きら星学級支援員	時給 1,260
	きら星学級支援事務員	時給 950
	むぎほ学級支援員	時給 1,260
	子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)	時給 1,260
	子ども寄添主任支援員(主任スクールソーシャルワーカー)	時給 1,430
学校教育課	[略]	
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 950
	[略]	
	特別支援教育相談補助員	日額 10,710
	[略]	
	小学校日本人英語指導員	日額 10,230
	学習支援事務員	日額 5,720
	小中一貫教育非常勤講師	日額 8,250
	理科支援員	[略]
学務課	財務会計入力事務員	時給 950
	学校医療券点検事務員	日額 7,340
学校給食課	非常勤調理員	時給 950
	非常勤事務員	時給 950

	学校給食課非常勤事務員	時給 950
教育研究所	図書室補助員	日額 6,060
	情報機器保守点検指導員	日額 8,570
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額 9,260
	消防局非常勤事務員	日額 6,480
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額 6,480
議会事務局	非常勤会派秘書	日額 6,480
	非常勤運転手	月額 202,380
	議事録整理員	日額 7,340
監査委員事務局	非常勤職員	日額 5,720
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 6,920
	副主任非常勤電話交換手	日額 6,330
	非常勤電話交換手	時給 960
	非常勤事務員	日額 5,770
	非常勤印刷室用務員	日額 7,210
秘書広報課	非常勤事務員	日額 6,540
	非常勤秘書	日額 7,610
平和交流・男女 参画課	非常勤通訳	日額 8,620
	なは女性センター指導員	日額 9,500
	なは女性センター相談員	日額 8,620
人事課	心理相談員	日額 8,620
	[略]	
	職員研修非常勤事務員	日額 6,120
	非常勤保健師	日額 9,320
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額 5,770
	本庁舎非常勤総合案内員(通訳者)	日額 8,620
	非常勤庁舎管理補助員	日額 6,540
	非常勤守衛	日額(日勤) 7,210 日額(夜勤) 16,310
	普通財産管理非常勤職員	日額 6,540
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週5日)	日額 8,390
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週4日)	日額 10,490
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額 7,400
法制契約課	契約事務非常勤職員	日額 6,330
企画調整課	非常勤事務職員	日額 5,770
	統計事務非常勤職員	日額 6,540

納税課	市税納付推進員	日額 <u>6,790</u>
	市税収納等補助員	日額 <u>6,540</u>
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,540</u>
市民税課	課税資料等整備補助員	日額 <u>6,540</u>
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 <u>6,540</u>
	軽自動車税賦課事務補助非常勤職員	日額 <u>6,540</u>
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 <u>6,540</u>
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,540</u>
	固定資産課税台帳整備要員	日額 <u>6,540</u>
	固定資産電子地図整備要員	日額 <u>6,540</u>
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 <u>6,540</u>
	償却資産非常勤事務員	日額 <u>6,540</u>
	固定資産税適正課税非常勤職員	日額 <u>6,540</u>
市民生活安全課	[略]	
	消費生活相談員	日額 <u>8,620</u>
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額 <u>6,330</u>
	なは市民活動支援センター専門相談員	日額 <u>10,180</u>
	なは市民活動支援センター市民活動推進員	日額 <u>7,910</u>
	なは市民活動支援センター市民活動推進補助員	日額 <u>4,080</u>
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額 <u>7,150</u>
	非常勤事務員	日額 <u>6,120</u>
	非常勤窓口証明発行員	日額 <u>6,540</u>
	地域コミュニティー推進員	日額 <u>6,330</u>
	国民年金相談員	日額 <u>7,400</u>
	証明書審査員	日額 <u>7,150</u>
	住民異動届等審査員	日額 <u>7,150</u>
	個人番号カード交付事務等審査員	日額 <u>7,150</u>
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額 <u>8,620</u>
	自主企画事業補助員	日額 <u>6,120</u>
	市民会館管理要員	時給 <u>1,310</u>
	非常勤施設管理技術補助員	日額 <u>8,390</u>
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額 <u>9,250</u>
	調査指導員	日額 <u>8,620</u>
	副調査指導員	日額 <u>7,340</u>
	調査補助員	日額 <u>7,100</u>
	資料整理員	日額 <u>7,400</u>
	副資料整理員	日額 <u>6,540</u>
	資料整理補助員	日額 <u>5,610</u>
	識名園管理指導員	日額 <u>8,620</u>
	玉陵管理指導員	日額 <u>8,620</u>
	文化財保護専任主事	日額 <u>10,420</u>

	非常勤学芸員	日額 <u>8,620</u>
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 <u>8,620</u>
	歴史資料整理員	日額 <u>7,340</u>
	[略]	
	教育普及員	日額 <u>8,620</u>
	歴史博物館非常勤事務員	日額 <u>5,770</u>
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 <u>5,770</u>
	非常勤主任学芸員	日額 <u>9,250</u>
商工農水課	那覇市就職相談員	日額 <u>8,620</u>
	農業事務補助非常勤職員	日額 <u>6,120</u>
	農業委員会事務局兼務職員支援等非常勤職員	日額 <u>6,120</u>
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額 <u>6,120</u>
	水産業振興非常勤職員	日額 <u>10,780</u>
	非常勤水産業務土木技師	日額 <u>10,490</u>
	なは産業支援センター非常勤職員	日額 <u>8,620</u>
	[略]	
なはまちなか振興課	[略]	
	公設市場事務補助非常勤職員	日額 <u>5,770</u>
	なはまちなか振興技術支援員	日額 <u>10,780</u>
観光課	那覇市観光協会等関連業務非常勤職員	日額 <u>8,620</u>
	迷惑行為等是正指導員	日額 <u>8,390</u>
環境政策課	ISO14001推進業務非常勤	日額 <u>6,120</u>
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 <u>6,120</u>
	廃棄物事務支援員	日額 <u>6,120</u>
	[略]	
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止行為指導員	日額 <u>10,490</u>
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額 <u>6,920</u>
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額 <u>8,640</u>
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額 <u>6,330</u>
	住宅騒音防止対策事業非常勤職員	日額 <u>6,120</u>
環境衛生課	[略]	
	狂犬病予防事務補助員	日額 <u>6,330</u>
福祉政策課	援護事務相談員	日額 <u>8,140</u>
	援護事務員	日額 <u>6,540</u>
	福祉のまちづくり推進業務非常勤職員	日額 <u>7,400</u>
	[略]	
	ホームページ等広報担当非常勤	日額 <u>5,770</u>
	社会福祉法人等指導監査員	日額 <u>7,640</u>
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日額 <u>6,540</u>
	障害福祉サービス等調査員	日額 <u>8,850</u>
	手話通訳者	日額 <u>8,390</u>
	医療費助成事務点検職員	日額 <u>7,400</u>

	[略]	
	障害福祉サービス等事務員	日額 <u>7,400</u>
	障害支援区分認定等事務員	日額 <u>8,850</u>
	障害支援区分認定調査員	日額 <u>8,850</u>
	補装具・用具給付受付相談員	日額 <u>7,400</u>
	自立支援医療等非常勤職員	日額 <u>6,540</u>
	[略]	
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員	日額 <u>9,250</u>
	自立支援医療費(更生医療)事務点検職員	日額 <u>7,400</u>
ちゃーがんじゅ う課	介護保険料等収納推進員	月額 <u>74,750円</u> に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	[略]	
	介護相談員	日額 <u>8,850</u>
	[略]	
	認定調査員補助員	日額 <u>8,800</u>
	介護保険窓口指導員	日額 <u>6,540</u>
	介護認定審査事務員	日額 <u>6,540</u>
	[略]	
	介護保険レセプト点検員	日額 <u>7,400</u>
	介護保険主任レセプト点検員	日額 <u>7,840</u>
	[略]	
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 <u>6,540</u>
	介護保険料非常勤職員	日額 <u>5,770</u>
	介護予防専門員	[略]
	主任介護予防専門員	日額 <u>12,980</u>
	包括支援社会福祉士	[略]
	主任包括支援社会福祉士	日額 <u>11,530</u>
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 <u>6,540</u>
	介護保険等事業者指導員	[略]
保護管理課	[略]	
	医療扶助適正化推進職員	日額 <u>6,120</u>
	女性相談員	日額 <u>8,620</u>
	福祉相談補助員	日額 <u>6,120</u>
	非常勤資産調査職員	日額 <u>6,330</u>
	生活保護統計事務担当非常勤職員	日額 <u>6,330</u>
	生活保護レセプト点検職員	日額 <u>7,400</u>
	医療事務担当非常勤職員	日額 <u>7,400</u>
	[略]	
	病院等担当支援職員	日額 <u>6,330</u>
	保護施設担当支援職員	日額 <u>6,330</u>

	[略]	
	那覇市面接相談員	日額 8,850
	[略]	
	非常勤扶養調査職員	日額 6,330
	児童自立支援員	日額 8,620
	生活保護事務支援員	日額 8,230
	[略]	
	年金等調査員	日額 6,330
	[略]	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 6,330
	預貯金等調査非常勤職員	日額 6,330
	生活保護業務事務補助職員	日額 5,770
	医療券等発券非常勤職員	日額 6,120
	生活困窮者包括支援業務非常勤職員	日額 8,620
	子ども自立支援員	日額 8,620
	主任子ども自立支援員	日額 10,500
	子どもの貧困対策業務非常勤職員	日額 8,620
	生活保護主任レセプト点検職員	日額 7,840
	社会保障生計調査員	日額 6,540
保健総務課	結核・感染症担当非常勤看護師	日額 9,320
	結核・感染症業務対応非常勤職員	日額 7,400
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 8,850
	健康増進課非常勤保健師	[略]
	予防接種事務非常勤職員	日額 6,540
地域保健課	[略]	
	地域保健課非常勤保育士	日額 7,400
	特定医療費等支給認定申請受付業務非常勤職員	日額 6,540
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日額 6,920
	国民健康保険レセプト点検職員	日額 7,400
	国民健康保険レセプト点検等主任	日額 7,840
	国民健康保険医療費集計事務職員	日額 7,400
	国民健康保険レセプト資格過誤点検職員	日額 7,400
	第三者行為求償事務職員	月額 145,380円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	那覇市国民健康保険税特別滞納整理指導員	月額 175,380
	後期高齢者医療保険料滞納整理補助員	日額 6,920
	那覇市国民健康保険非常勤給付債権管理員	日額 6,540
	国民健康保険税収納業務推進員	月額 141,200円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額

	国民健康保険税還付業務非常勤職員	日額 6,540
特定健診課	[略]	
	健康相談員	日額 9,320
	特定健診データ管理事務員	日額 6,540
	[略]	
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	時給 990
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 960
	[略]	
	非常勤事務員	日額 5,770
	保育所整備非常勤職員	日額 7,610
	児童クラブ事務補助非常勤職員	日額 5,770
	児童厚生員	日額 6,160
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 8,630
	認定こども園移行支援員	日額 9,510
	非常勤保育教諭	日額 7,170
	認定こども園等管理運営支援員	日額 7,400
	こどもみらい課	保育所パート職員
非常勤調理員		時給 960
非常勤栄養士		日額 7,360
非常勤給食搬送・調理補助員		日額 6,540
認可外保育施設指導員		日額 7,400
保育所入退所相談非常勤職員		日額 7,610
保育施設情報相談員		日額 7,610
[略]		
非常勤保育士		時給 990
非常勤保育士(週3日又は2日)		時給 990
休憩対応非常勤保育士		時給 990
幼稚園保育料徴収補助員		日額 7,610
つどいの広場子育てアドバイザー		日額 6,330
[略]		
非常勤用務員		日額 5,770
療育センター非常勤保育士		日額 9,250
[略]		
療育センター非常勤事務員		日額 6,540
保育所非常勤用務員		時給 960
保育所保育支援体制支援非常勤職員		日額 7,400
認可外保育施設支援事務員		日額 7,400
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,610
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 7,610
	那覇市育児専門支援員	日額 8,620
	家庭相談員	日額 10,110

	こども医療費等取扱非常勤職員	日額 7,150
	母子・父子自立支援員	日額 8,620
	乳児全戸訪問活動支援員	日額 7,400
	子育て世帯自立支援員	日額 8,620
	主任家庭相談員	日額 11,460
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 6,540
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 8,620
道路管理課	道路台帳システム補助員	日額 6,540
公園管理課	非常勤機械技師	日額 10,490
	非常勤土木技師	日額 10,490
	公園管理事務非常勤職員	日額 6,330
出納室	出納審査事務非常勤職員	日額 6,540
教育委員会総務課	補助用務員	時給 960
	非常勤用務員	時給 960
	学校事務補助員	時給 960
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 960
	育児短時間勤務対応非常勤図書館事務員	時給 1,020
生涯学習課	社会教育指導員	月額 119,700
	青少年交流推進指導員	時給 960
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額 6,540
施設課	非常勤環境整備員	日額 9,730
	学校駐車事務支援職員	時給 960
牧志駅前ほしぞら公民館	プラネタリウム操作技師	日額 9,800
	プラネタリウム操作補助員	日額 7,010
中央図書館	図書館補助員	時給 1,020
	図書館カウンター要員	時給 960
教育相談課	[略]	
	教育相談員	日額 10,780
	専任指導員	日額 10,780
	きら星学級支援員	時給 1,270
	きら星学級支援事務員	時給 960
	むぎほ学級支援員	時給 1,270
	子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)	時給 1,270
	子ども寄添主任支援員(主任スクールソーシャルワーカー)	時給 1,440
学校教育課	[略]	
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 960
	[略]	
	特別支援教育相談補助員	日額 10,780
	[略]	
	小学校日本人英語指導員	日額 10,260

	学習支援事務員	日額 <u>5,770</u>
	理科支援員	[略]
学務課	財務会計入力事務員	時給 <u>960</u>
	学校医療券点検事務員	日額 <u>7,400</u>
学校給食課	非常勤調理員	時給 <u>960</u>
	非常勤事務員	時給 <u>960</u>
	学校給食課非常勤事務員	時給 <u>960</u>
教育研究所	図書室補助員	日額 <u>6,120</u>
	情報機器保守点検指導員	日額 <u>8,620</u>
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額 <u>9,320</u>
	消防局非常勤事務員	日額 <u>6,540</u>
予防課	消防局非常勤事務員	日額 <u>5,770</u>
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額 <u>6,540</u>
議会事務局	非常勤会派秘書	日額 <u>6,540</u>
	非常勤運転手	月額 <u>203,580</u>
	議事録整理員	日額 <u>7,400</u>
監査委員事務局	非常勤職員	日額 <u>5,770</u>
[略]		

那覇市規則第15号
平成29年3月31日
公 布 済

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(平成27年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の利用に係る改正後規則第2条第2項第3号の利用者負担額について適用し、施行日前の利用に係る同号の利用者負担額については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の利用に係る改正後規則の規定による前項の利用者負担額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

1号認定園児又は2号認定園児 の属する世帯等の階層区分		利用者負担額の月額(円)		
		第1子の1号認定 園児又は2号認定 園児	第2子の1号認定 園児又は2号認定 園児	第3子の1号認定 園児又は2号認定 園児
[略]				
第2階層	[略]	[略]	[略]	[略]
	2B	[略]	1,500	[略]
第3階層	3A	5,400	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]				

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

1号認定園児又は2号認定園児 の属する世帯等の階層区分	利用者負担額の月額(円)

階層区分	定義		第1子の1号認定 園児又は2号認定 園児	第2子の1号認定 園児又は2号認定 園児	第3子の1号認定 園児又は2号認定 園児
[略]					
第2階層	[略]	[略]	[略]		
	2B		[略]	0	[略]
第3階層	3A	[略]	3,000	[略]	
	[略]		[略]		
[略]					

那覇市規則第16号
平成29年3月31日
公 布 済

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(平成27年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の保育の利用に係る保育料について適用し、施行日前の保育の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 施行日以後の保育の利用に係る改正後規則の規定による保育料の額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分		保育料の月額(円)						
		保育標準時間認定			保育短時間認定			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
[略]								
C 階層	C1A	[略]	6,300	5,400	5,400	[略]		
	[略]		[略]					
	C2A		7,500	6,300	5,800	[略]	6,200	[略]
	[略]		[略]					
D 階層	D1A		9,500	8,300	7,600	9,300	8,200	7,500
	[略]		[略]					
	D2A		11,400	9,900	9,700	11,200	9,700	9,500
	[略]		[略]					
	D3A		13,200	11,500	10,800	12,900	11,300	10,600
	[略]		[略]					
	[略]		[略]					

備考
1～9 [略]
10 この表の規定にかかわらず、B2からD9までの階層区分に該当する世帯において、2人以上の小学校就学前の児童が、同時に、入所等児童(保育所、家庭的保育事業等、幼稚園、認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所等し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する者をいう。以下この項において同じ。)である場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略]
11 [略]
12 この表及び前2項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満であり、かつ、ひとり親世帯等又は在宅障がい者のいる世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(2) [略]

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分			保育料の月額(円)					
			保育標準時間認定			保育短時間認定		
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
[略]								
C 階 層	C1A	[略]	6,200	5,300	5,300	[略]		
	[略]		[略]					
	C2A		7,400	6,000	5,700	[略]	6,000	[略]
	[略]		[略]					
D 階 層	D1A		9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000
	[略]		[略]					
	D2A		9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000
	[略]		[略]					
	D3A		9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000
	[略]		[略]					
[略]		[略]						
備考								
1～9 [略]								
10 この表の規定にかかわらず、C1BからD9までの階層区分に該当する世帯において、2人以上の小学校就学前の児童が、同時に、入所等児童(保育所、家庭的保育事業等、幼稚園、認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項の特別支援学校の幼稚部若しくは児童福祉法第43条の2の児童心理治療施設の通所部に入所等し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する者をいう。以下この項において同じ。)である場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。								

(1)～(3) [略]

11 [略]

12 この表及び前2項の規定にかかわらず、B2の階層区分に該当する世帯又は市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満であり、かつ、ひとり親世帯等若しくは在宅障がい者のいる世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(2) [略]

那覇市規則第17号

平成29年3月31日

公 布 済

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則(平成27年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の利用に係る保育料について適用し、施行日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の利用に係る改正後規則の規定による保育料の額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

園児の属する世帯等の階層区分			保育料の月額(円)		
階層区分	定義		第1子の園児	第2子の園児	第3子の園児
[略]					
第2階層	2A	[略]	[略]		
	2B		[略]	1,500	[略]
[略]					

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

園児の属する世帯等の階層区分			保育料の月額(円)		
階層区分	定義		第1子の園児	第2子の園児	第3子の園児
[略]					
第2階層	2A	[略]	[略]		
	2B		[略]	0	[略]
[略]					

那霸市規則第18号
平成29年3月31日
公 布 済

那霸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(平成28年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則
3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間におけるこども園の利用に係る使用料の額の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる別表第1の階層区分の項中、次の表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 [表 別記] [別表第1 別記]	3 [略] [表 別記] [別表第1 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 施行日以後の利用に係る改正後規則の規定による使用料の額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

[付則第3項の表]

階層区分	別表第1に掲げる額		読み替える額	
3A2	3,500	3,100	3,300	3,100
3B2	[略]			

3A3	4,500	4,000	3,800	3,550
3B3	[略]			
3A4	5,000	4,500	4,050	3,800
3B4	[略]			
[略]				

[改正後 別記]

[付則第3項の表]

階層区分	別表第1に掲げる額	読み替える額
3B2	[略]	
3B3	[略]	
3B4	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第1(第15条関係)

各月初日の1号認定園児の属する世帯等の階層区分		第1子の使用料の月額(円)	
階層区分	定義	3歳児	4歳・5歳児
[略]			
第3階層	[略]	[略]	[略]
	3A2		3,500 3,100
	3B2		[略]
	3A3		4,500 4,000
	3B3		[略]
	3A4		5,000 4,500
	3B4		[略]
[略]			
備考			
1～8 [略]			
9 2Bから5C3までの階層区分に該当する世帯における、第2子及び第3子の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(2) [略]			
10～11 [略]			
12 この表並びに第1項及び前3項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満で、かつ、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。)が2人以上いる世帯における1号認定園児に係る使用料の額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略]			
13 前項の世帯がひとり親世帯等又は在宅障がい者のいる世帯に該当する場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「前号に定める額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは、「0円」とする。			

[改正後 別記]

別表第1(第15条関係)

各月初日の1号認定園児の属する世帯等の階層区分		第1子の使用料の月額(円)	
階層区分	定義	3歳児	4歳・5歳児
[略]			
第3階層	[略]	[略]	[略]
	3A2	3,000	3,000
	3B2	[略]	[略]
	3A3	3,000	3,000
	3B3	[略]	[略]
	3A4	3,000	3,000
	3B4	[略]	[略]
[略]			
備考			
1～8 [略]			
9 第4階層又は第5階層の階層区分に該当する世帯における、第2子及び第3子の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(2) [略]			
10～11 [略]			
12 この表及び第1項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満で、かつ、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。)が2人以上いる世帯における1号認定園児に係る使用料の額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略]			
13 前項の世帯がひとり親世帯等若しくは在宅障がい者のいる世帯に該当する場合、又は2Bの階層区分に該当する場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「前号に定める額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは、「0円」とする。			

訓 令

那 覇 市 訓 令 第 4 号
那 覇 市 消 防 局 訓 令 第 6 号
平 成 2 9 年 3 月 3 1 日
公 表 濟

那覇市消防救急無線等検討委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那 覇 市 消 防 局 長 平 良 真 徳

那覇市消防救急無線等検討委員会規程を廃止する訓令

那覇市消防救急無線等検討委員会規程(平成24年那覇市訓令第9号、那覇市消防本部訓令第5号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市訓令第5号
平成29年3月31日
公 表 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令

(那覇市行政監察規程の一部改正)

第1条 那覇市行政監察規程(1966年那覇市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監察実施についての権限) 第7条 行政経営課の職員は、監察の実施に当たり書類、帳簿、物件等の提出を求め、又は説明を聴取し、若しくは関係職員につき調査することができる。 (業務情報) 第10条 行政経営課の職員は、監察計画による業務のほか、常時各部課の業務の実施状況の把握に努め、重要な事項は速やかに企画財務部長に報告するものとする。	(監察実施についての権限) 第7条 企画調整課の職員は、監察の実施に当たり書類、帳簿、物件等の提出を求め、又は説明を聴取し、若しくは関係職員につき調査することができる。 (業務情報) 第10条 企画調整課の職員は、監察計画による業務のほか、常時各部課の業務の実施状況の把握に努め、重要な事項については、速やかに企画財務部長に報告するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市事務改善委員会規程の一部改正)

第2条 那覇市事務改善委員会規程(1969年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 [略] 2 委員長は行政経営課長をもってこれに充て、委員は行政経営課事務改善担当の副参事、各部の総括課長、消防局総務課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。 3~4 [略] 5 委員長に事故があるときは、行政経営課事務改善担当の副参事がその職務を代理する。	第3条 [略] 2 委員長は企画調整課長をもってこれに充て、委員は企画調整課事務改善担当の副参事、各部の総括課長、消防局総務課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。 3~4 [略] 5 委員長に事故があるときは、企画調整課事務改善担当の副参事がその職務を代理する。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第3条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義)	(用語の意義)

<p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(1)の3 [略]</p> <p>(2) 参事監 事務分掌規則第2条第4項の参事監をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 参事 事務分掌規則第2条第4項の参事及び消防局組織規則第3条第2項の参事をいう。</p> <p>(5) 課長 事務分掌規則第2条第2項の課長並びに消防局組織規則第3条第1項の課長をいう。</p> <p>(6) 担当副参事 事務分掌規則第2条第4項の担当副参事をいう。</p> <p>(7) 副参事 事務分掌規則第2条第4項の副参事及び消防局組織規則第3条第2項の副参事をいう。</p> <p>(8) 主幹 事務分掌規則第2条第4項の主幹及び消防局組織規則第3条第2項の主幹をいう。</p> <p>(9) 主査 事務分掌規則第2条第4項の主査及び消防局組織規則第3条第1項の係長及び同条第2項の主査をいう。</p> <p>(10)～(14) [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(1)の3 [略]</p> <p>(2) 参事監 事務分掌規則第2条第4項第1号の参事監をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 参事 事務分掌規則第2条第4項第1号の参事及び消防局組織規則第3条第2項の参事をいう。</p> <p>(5) 課長 事務分掌規則第2条第2項の課長、消防局組織規則第3条第1項の課長及び出納室長をいう。</p> <p>(6) 担当副参事 事務分掌規則第2条第4項第1号及び第2号の担当副参事をいう。</p> <p>(7) 副参事 事務分掌規則第2条第4項第2号の副参事及び消防局組織規則第3条第2項の副参事をいう。</p> <p>(8) 主幹 事務分掌規則第2条第4項第2号の主幹及び消防局組織規則第3条第2項の主幹をいう。</p> <p>(9) 主査 事務分掌規則第2条第4項第2号の主査及び消防局組織規則第3条第1項の係長及び同条第2項の主査をいう。</p> <p>(10)～(14) [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者	
人 事 に 関 す る 事 項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)	[略]	
	の年次有給休暇、5日未満の私傷病 休暇、生理休暇、妊婦母体保護休 暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、 結婚休暇、出産補助休暇、予防接 種休暇、夏期休暇、子看護休暇並 びにその他休暇及び職務専念義務 免除で総務部長があらかじめその 範囲等を示して指定するものの承 認に関する事。	[略] 参事、課長又は部に置く担当 副参事若しくは副参事	[略]
	[略]	[略]	
	職員の外勤命令及び休日勤 務命令に関する事。	[略] 参事、課長又は部に置く担当 副参事又は副参事	[略]
	[略]	[略]	
	職員の出張命令に関する事。	[略] 参事、課長又は部に置く担当 副参事若しくは副参事	[略]
	[略]	[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者	
人 事 に 関 す る 事 項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)	[略]	
	の年次有給休暇、5日未満の私傷病 休暇、生理休暇、妊婦母体保護休 暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、 結婚休暇、出産補助休暇、予防接 種休暇、夏期休暇、子看護休暇並 びにその他休暇及び職務専念義務 免除で総務部長があらかじめその 範囲等を示して指定するものの承 認に関する事。	[略] 参事、課長又は部に置く担当 副参事	[略]
	[略]	[略]	
	職員の外勤命令及び休日勤 務命令に関する事。	[略] 参事、課長又は部に置く担当 副参事	[略]
	[略]	[略]	
	職員の出張命令に関する事。	[略]	
	[略]	[略]	

	参事、課長又は部に置く担当 [略]
	副参事 [略]
[略]	
[略]	

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
情報政策課	[略]	
行政経営課	条例の改正を伴わない範囲で行う定数の再配置に関する <u>こと。</u>	部長
	事務改善の推進に関する <u>こと。</u>	課長
資産税課	[略]	
[略]		
環境衛生課	狂犬病予防法に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
[略]		
建築指導課	[略]	
	建築物の仮使用の承認に関する <u>こと。</u>	課長
	違反建築物の是正通知に関する <u>こと。</u>	課長
	[略]	
	租税特別措置法(昭和32年3月31日法律第26号)に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	一団地計画の承認に関する <u>こと。</u>	副部長
	建築基準法に基づく建築許可に関する <u>こと。</u>	部長
	建築基準法に基づく建築行為の承認に関する <u>こと。</u>	副部長
	建築基準法に基づく建築協定の認可に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
	那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年那覇市条例第19号)に基づく認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	建築基準法に基づく全体計画の認定に関する <u>こと。</u>	課長
	建築基準法第12条に基づく報告に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の認定に関する <u>こと。</u>	[略]
[略]		
道路管理課	[略]	
	工事用資材の譲与に関する <u>こと。</u>	[略]

[略]

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
情報政策課	[略]	
資産税課	[略]	
[略]		
環境衛生課	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関すること。 [略]	[略]
[略]		
建築指導課	[略]	
	建築基準法に基づく違反建築物等に対する行政処分 に関すること。	部長
	建築基準法に基づく違反建築物等に対する行政指導 に関すること。	課長
	[略]	
	租税特別措置法(昭和32年3月31日法律第26号)に基 づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。	[略]
	建築基準法に基づく許可に関すること(建築審査会 の包括同意に係る許可、仮設建築物の建築の許可及 び建築物等の計画の軽微な変更の承認を除く。)	部長
	建築基準法に基づく許可に関すること(部長の専決 に係るものを除く。)	課長
	建築基準法に基づく認定に関すること(仮使用の認 定、全体計画の認定及び建築物等の計画の軽微な変 更の承認を除く。)	副部長
	建築基準法に基づく認定に関すること(副部長の専 決に係るものを除く。)	課長
	建築基準法に基づく建築協定の認可に関すること。	[略]
	[略]	
	那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内にお ける建築物の制限に関する条例(平成5年那覇市条例 第19号)に基づく認定に関すること。	[略]
	建築基準法第12条に基づく報告に関すること。	[略]
	[略]	
	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律 第84号)に基づく集約都市開発事業計画及び低炭素 建築物新築等計画の認定に関すること。	[略]
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号)に基づく判定及び認定に関す	課長

	ること。	
[略]		
道路管理課	[略]	
	工事中資材の譲与に関すること。	[略]
	道路の維持又は修繕に係る委託契約(最低制限価格を設けるものに限る。)の締結に関すること。	副市長
		部長
		副部長
		課長
	道路の維持又は修繕に係る委託契約(最低制限価格を設けるものに限る。)の予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	部長
		副部長
		課長
[略]		

(那覇市市政情報センター規程の一部改正)

第4条 那覇市市政情報センター規程(昭和63年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資料の送付義務等) 第5条 <u>課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長をいう。次項において同じ。)</u> は、前条各号のいずれかに該当する資料を作成し、又は入手したときは、当該資料を速やかに <u>市民生活安全課市民生活相談室長(以下「室長」という。)</u> に送付しなければならない。	(資料の送付義務等) 第5条 <u>那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長及び出納室長</u> は、前条各号のいずれかに該当する資料を作成し、又は入手したときは、当該資料を速やかに <u>市民生活安全課長</u> に送付しなければならない。
2 <u>課長</u> は、特に利用度が高く、かつ、1部しかない場合等前項の規定による送付が適当でない資料については、送付を要しない。ただし、この場合においては、当該資料の名称、内容及び所在等を明確にし、条例第7条第1項各号のいずれかに該当する非公開情報を除き、市民の閲覧の便を図るよう努めるものとする。	2 <u>前項の課長及び出納室長</u> は、特に利用度が高く、かつ、1部しかない場合等前項の規定による送付が適当でない資料については、送付を要しない。ただし、この場合においては、当該資料の名称、内容及び所在等を明確にし、条例第7条第1項各号のいずれかに該当する非公開情報を除き、市民の閲覧の便を図るものとする。
(行政資料の分類整理等) 第6条 <u>室長</u> は、収集した資料のうち、セン	(行政資料の分類整理等) 第6条 <u>市民生活安全課長</u> は、収集した資料

<p>ターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、分類整理するものとする。</p> <p>2 <u>室長</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。 (利用の制限)</p> <p>第8条 <u>室長</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失し、汚損し、若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>	<p>のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、分類整理するものとする。</p> <p>2 <u>市民生活安全課長</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。 (利用の制限)</p> <p>第8条 <u>市民生活安全課長</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失し、汚損し、若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>(那覇市職員の勤務の記録に関する規程の一部改正)</p> <p>第5条 那覇市職員の勤務の記録に関する規程(平成16年那覇市訓令第14号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(勤務の記録の整理等)</p> <p>第2条 職員の勤務の記録は、那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長(以下「所属長」という。)が整理し、及び保管する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(勤務の記録の整理等)</p> <p>第2条 職員の勤務の記録は、那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長及び出納室長(以下これらを「所属長」という。)が整理し、及び保管する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 第3条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市文書取扱規程の一部改正)

第6条 那覇市文書取扱規程(平成20年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課長及びグループリーダーの職務)</p> <p>第7条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)以下「<u>事務分掌規則</u>」という。)第2条第2項に規定する課長をいう。以下同じ。)は、常に課(事務分掌規則第1条に規定する課をいう。以下同じ。)</p>	<p>(課長及びグループリーダーの職務)</p> <p>第7条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長及び出納室長をいう。以下同じ。)は、常に課(同規則第1条の課及び出納室をいう。以下同じ。)における文書事務が適正かつ</p>

<p>における文書事務が適正かつ能率的に処理されるよう留意し、その促進に努めなければならない。</p> <p>2 グループリーダー(事務分掌規則第17条第2項のグループリーダーをいう。以下同じ。)は、課長の指揮を受けてグループにおける文書事務の処理を推進し、文書が完結するまでの経過を明らかにしておかなければならない。 (所管に属しない文書)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 総務課長は、前項の文書について、<u>行政経営課長</u>の意見を聴いた上で、主管課に配付する。</p>	<p>能率的に処理されるよう留意し、その促進に努めなければならない。</p> <p>2 グループリーダー(那覇市事務分掌規則第17条第2項のグループリーダー及び出納室におけるグループリーダーをいう。以下同じ。)は、課長の指揮を受けてグループにおける文書事務の処理を推進し、文書が完結するまでの経過を明らかにしておかなければならない。 (所管に属しない文書)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 総務課長は、前項の文書について、<u>企画調整課長</u>の意見を聴いた上で、主管課に配付する。</p>
<p>備考</p> <p>1 第3条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>3 第3条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市訓令第6号
平成29年3月31日
公 表 済

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(年次有給休暇等)</p> <p>第4条 職員は、次の各号に掲げる休暇を受けようとするときは、当該各号に定める文書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号。以下「決裁規程」という。)第2条第5号に規定する課長をいう。)職以上の年次有給休暇及び決裁規程別表第2人事に関する事項1の号に定める休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(第1号様式の5)を提出しなければならない。</p> <p>第1号様式の3(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>続 柄 [略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[第1号様式の4 別記]</p> <p>第1号様式の5 [略]</p> <p>[第11号様式 別記]</p> <p>[第12号様式 別記]</p>	[略]	[略]	続 柄 [略]	[略]	[略]	<p>(年次有給休暇等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 介護時間 介護時間願簿(第1号様式の5)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)第2条第5号の課長をいう。)職以上の同規程別表第2人事に関する事項の項に規定する休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(第1号様式の6)を提出しなければならない。</p> <p>第1号様式の3(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>続柄等 [略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[第1号様式の4 別記]</p> <p>[第1号様式の5 別記]</p> <p>第1号様式の6 [略]</p> <p>[第11号様式 別記]</p> <p>[第12号様式 別記]</p>	[略]	[略]	続柄等 [略]	[略]	[略]
[略]											
[略]											
続 柄 [略]											
[略]											
[略]											
[略]											
[略]											
続柄等 [略]											
[略]											
[略]											
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の</p>											

様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

- 5 改正後様式の表示に対応する改正様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市訓令第7号

平成29年3月31日

公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間	
1～2 [略]				
3	まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	[略]	早番 9時から17時45分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
4	ハイサイ市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	月曜日から金曜日まで (1)～(3) [略]	(1)から(3)までのうちから所属長が定める。ただし、繁忙期については、上記の(1)から(3)に次の(4)から(6)までを加えたうちから所属長が定める。 土曜日又は日曜日 (4) 8時30分から17時15分まで (5)～(6) [略]
5～13 [略]				

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間	
1～2 [略]				

3	まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	[略]	早番	8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
				[略]	
4	ハイサイ市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	月曜日から金曜日まで (1)～(3) [略] (4) <u>9時30分から18時15分まで</u> (1)から(4)までのうちから所属長が定める。ただし、繁忙期については、上記の(1)から(4)までに次の(5)及び(6)を加えたうちから所属長が定める。 土曜日又は日曜日 (5)～(6) [略] ((1)から(4)までの場合において、11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)		
5～13 [略]					

那覇市訓令第8号
平成29年3月31日
公 表 済

那覇市公害対策協議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公害対策協議会規程を廃止する訓令

那覇市公害対策協議会規程(1972年那覇市訓令第4号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 9 号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第 12 号
平 成 2 9 年 3 月 3 1 日
公 表 濟

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約に関する事務を担当する職の任用に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那覇市上下水道事業管理者 翁 長 聡

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約に関する事務を担当する職の任用に関する規程を廃止する訓令

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約に関する事務を担当する職の任用に関する規程(平成25年那覇市訓令第5号、那覇市上下水道局規程第4号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 449 号
平成 29 年 3 月 29 日
掲 示 済

都市景観資源の指定及び解除について

那覇市都市景観条例第 25 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、下記の物件を都市景観資源に指定及び解除したので、同条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

指定

No	名 称	所在地	所有者
57	真嘉比古島区画整理地内の街路樹	真嘉比・古島	那覇市
58	新崎家のヒンプンガジュマル	繁多川 4 丁目 5 番地の 7	新崎盛暉
59	小禄金城公園の御嶽	字金城	那覇市
60	山川児童公園の岩と樹木	首里山川町 2 丁目	那覇市

※番号については、前回からの連番となっています。

解除

No	名 称	所在地	所有者
52	興南学園のガジュマル	古島 1 丁目 7-1, 7-2	学校法人 興南学園

那 覇 市 告 示 第 3 号
平 成 29 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元 トヨ子	那覇市 壺川 3 丁目 2 番地 5 壺川市営 2 - 711	自平成29年 4 月 1 日 至平成30年 3 月 31 日	石嶺・石嶺第二・ 大名・久場川・汀良・ 末吉・真地・識名・ 安謝・安謝第一・壺 川東改良
高良 恵美	那覇市 小禄 1 丁目 19 番 20 号	自平成29年 4 月 1 日 至平成30年 3 月 31 日	宇栄原・銘苅・壺川・ 辻・若狭改良・小禄・ 新都心銘苅・繁多川

那 覇 市 告 示 第 4 号
平 成 29 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託業者	住 所	委託期間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西 1 丁目 19 番 7 号	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月 31 日

那 覇 市 告 示 第 7 号
平成 29 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市歴史博物館観覧料収納事務委託
- 2 受託者の住所 那覇市松尾 1 丁目 1 番 2 号
- 3 受託者の名称 株式会社 流通アシスト
代表取締役 我那覇 学
- 4 委託期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

那 覇 市 告 示 第 8 号
平 成 29 年 4 月 1 日
掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同
法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同
法第 252 条の 36 第 5 項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 49 の 25 第 2 項及
び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関
する規則（平成 25 年那覇市規則第 55 号）に基づき、包括外部監査契約を締結した
相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成 29 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約書別表に定める基本費用の額並びに同別表で定めるところにより算定した
執務費用及び実費の額を合算した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加え
た金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 原田泰人
 - (2) 住所
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その
必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払
いをするものとする。
- 5 閲覧期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（那覇市の休日を定める条
例（平成 3 年那覇市条例第 33 号）第 1 条に規定する休日以外の日の
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする）
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を
市長に申請するものとする。

那 覇 市 告 示 第 1 3 号
平 成 2 9 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市玉陵における観覧料、絵葉書・ガイドブック・那覇市の文化財・歴史散歩マップ・んかしばなし代金の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市山川町 2 丁目 61 番地 17 |
| 3 受託者の名称 | 末吉園株式会社
代表取締役 普天間 直利 |
| 4 委託期間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで |

那 覇 市 告 示 第 1 4 号
平 成 2 9 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

-
- | | |
|-----------|--|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市識名園における観覧料、絵葉書・ガイドブック・那覇市の文化財・歴史散歩マップ・んかしばなし代金の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市識名 3 丁目 19 番 6 号 |
| 3 受託者の名称 | 有限会社 グリーンアルファ
代表取締役 國吉 明 |
| 4 委託期間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで |
-

那覇市告示第 15 号
平成 29 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）における観光券入園者にかかる観覧料徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号てんぶす那覇 3 階 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人那覇市観光協会
会長 佐久本 武 |
| 4 委託期間 | 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで |

那 覇 市 告 示 第 2 0 号
平 成 2 9 年 4 月 3 日
掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、平成 29 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 29 年 3 月 29 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

那 覇 市 告 示 第 3 6 号
平 成 2 9 年 4 月 3 日
掲 示 済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項ならびに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、委託したので次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件 名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
代表者 代表取締役社長 平良 孝夫
- 3 委託期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

那 覇 市 告 示 第 4 3 号
平 成 2 9 年 4 月 5 日
掲 示 済

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託業者 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 平良 孝夫
- 3 委託期間 自 平成29年 4 月 1 日
至 平成30年 3 月 31 日

那 覇 市 告 示 第 5 2 号

平成 29 年 4 月 17 日

随 意 契 約 の 公 表 に つ い て

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

契 約 を 締 結 す る 前

契約内容 (役務の名称及び数量)	平成 29 年度花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 2 本市内に拠点をも有し、同種業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績あり、且つ同種業務の履行状況が良好であること。 4 市税を完納していること。 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
申請方法	本業務の参加希望者は、次項の書類を揃え、平成 29 年 5 月 15 日 (月) までにクリーン推進課にご提出下さい。 1 申請書 1 部 2 法人登記簿謄本 1 部 3 見積書 1 部 4 実務経験証明書 1 部 5 市税完納証明書 1 部
契約担当課	環境部クリーン推進課 (889-3567)

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那 覇 市 告 示 第 53 号

平成 29 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
嶺井医院	嶺井 定一	平成 29 年 2 月 1 日
那覇市字安里 398 番地		
ひかりクリニック	関口 卓也	平成 29 年 3 月 1 日
那覇市松山二丁目 1 番 12 号 合人社那覇松山ビル 5 階		
訪問看護ステーション心結	合同会社 十彩	平成 29 年 3 月 9 日
那覇市字上間 336 番地 7 コーポ丸栄 101		

那 覇 市 告 示 第 5 4 号

平成 29 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
嶺井医院	嶺井 定一	平成 29 年 2 月 1 日
那覇市字安里 395 番地 2		
大城小児科医院	大城 兼博	平成 29 年 2 月 28 日
那覇市久茂地三丁目 18 番 8 号		

那 覇 市 告 示 第 5 5 号

平成 29 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
開 設 者	サ ー ビ ス の 種 類	
いるか薬局	那覇市天久二丁目 20 番 15 号	平成 29 年 2 月 1 日
株式会社ファインアシスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅療養管理指導 ・ 介護予防居宅療養管理指導 	

那 覇 市 告 示 第 5 6 号

平成 29 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
ヘルパーステーション えがお (訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス)	平成 29 年 3 月 31 日
那覇市字小緑 811 番地 2 ウィズビル 1-A	
居宅介護支援事業所 安里 (居宅介護支援)	平成 29 年 3 月 31 日
那覇市安里一丁目 7 番 3 号 7 階	

那 覇 市 告 示 第 5 7 号

平成 29 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
稲嶺 一	はり・きゅう	平成 29 年 3 月 3 日
株式会社訪問医療サービス	那覇市天久一丁目 22 番 5 号 アルテール 102	
城間 恵	はり・きゅう、 あん摩・マッサージ	平成 29 年 3 月 22 日
株式会社 フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	

那 覇 市 告 示 第 5 8 号

平成 29 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 (変 更 前)	
奥 濱 幸 子		平成 29 年 3 月 1 日
施 術 所	株式会社 訪問医療サービス (琉球治療院)	
大 城 亜 希		平成 28 年 4 月 10 日
施 術 所	かりい鍼灸治療院 (こころ那覇鍼灸治療院)	

那 覇 市 告 示 第 59 号

平成 29 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
大 城 春 彦		平成 29 年 3 月 1 日
森 山 小 百 合	らいふマッサージ治療院 那覇店	平成 29 年 1 月 1 日
	那覇市小緑一丁目 21 番 25 号 1 階	

那 覇 市 告 示 第 6 0 号

平成 29 年 4 月 17 日

平成 29 年 (2017 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成28年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 28 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,267 千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,798 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 6	千円 26	千円 32
	1 真嘉比古島第二財産運 用収入	3	14	17
	2 真嘉比古島第一地区財 産運用収入	3	12	15
3 繰入金		20,943	△8,399	12,544
	2 真嘉比古島第二繰入金	20,059	△11,000	9,059
	3 基金繰入金	1	2,601	2,602
4 繰越金		4	35,379	35,383
	1 総務管理繰越金	1	1,053	1,054
	2 真嘉比古島第一地区繰 越金	1	3,205	3,206
	3 壺川繰越金	1	789	790
	4 真嘉比古島第二繰越金	1	30,332	30,333

6 保留地処分金		10,143	△8,739	1,404
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	10,143	△8,739	1,404
歳入合計		40,531	18,267	58,798

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 4,035	千円 35,379	千円 39,414
	1 総務管理費	4,035	35,379	39,414
2 土地区画整理事業費		4,006	0	4,006
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	4,006	0	4,006
3 清算費		24,425	△11,000	13,425
	1 真嘉比古島第二地区清算費	24,425	△11,000	13,425
4 基金積立金		6,144	△6,112	32
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3	12	15
	2 真嘉比古島第二基金積立金	6,141	△6,124	17
歳出合計		40,531	18,267	58,798

那 覇 市 告 示 第 6 1 号
平 成 2 9 年 4 月 1 7 日

平成 29 年 (2017 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

平成29年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 29 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,445 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 3
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 壺川手数料	1
	3 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		9
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	4
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	5
3 繰入金		22,155
	1 総務管理繰入金	2,014
	2 真嘉比古島第二繰入金	7,653
	3 基金繰入金	12,488
4 繰越金		4
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 壺川繰越金	1
	4 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		3
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	2 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	3 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		5,555

	1 真嘉比古島第二保留地処分金	5,555
7 清算徴収金		7,716
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,184
	2 壺川清算徴収金	326
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	6,206
歳 入 合 計		35,445

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 4,317
	1 総務管理費	4,317
2 土地区画整理事業費		12,488
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	12,488
3 清算費		11,156
	1 真嘉比古島第二地区清算費	11,156
4 基金積立金		5,564
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	5
	2 真嘉比古島第二基金積立金	5,559
5 公債費		1,920
	1 公債費	1,920
歳 出 合 計		35,445

那 覇 市 告 示 第 6 2 号

平成 29 年 4 月 17 日

平成 29 年 (2017 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 28 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 177,753 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,535,143 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		1,904,450	△2,089	1,902,361
	1 国庫補助金	1,904,450	△2,089	1,902,361
2 繰入金		319,815	△13,939	305,876
	1 一般会計繰入金	319,815	△13,939	305,876
3 繰越金		1	365	366
	1 繰越金	1	365	366
4 市債		965,100	△8,300	956,800
	1 市債	965,100	△8,300	956,800
5 県支出金		523,530	△153,790	369,740
	1 県補助金	523,530	△153,790	369,740
歳 入 合 計		3,712,896	△177,753	3,535,143

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 都市再開発事業費		3,516,649	△177,753	3,338,896
	1 都市再開発事業費	3,516,649	△177,753	3,338,896
歳 出 合 計		3,712,896	△177,753	3,535,143

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 都市再開発事業費			千円
			1,875,472
	1 都市再開発事業費		1,875,472
		農連市場地区市街地再開発事業 (防災街区整備事業)	1,641,272

		モノレール旭橋駅周辺市街地再 開発事業	234, 200
合 計			1, 875, 472

第 3 表 地方債補正
変更

単位：千円

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還の 方法
1 都市 再開 発事 業	965, 100	証書 借入 又は 証券 発行	年 5 % 以内(た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、 据置期間を含 め 3 0 年以内 とする。 償還方法は、 元利均等、元 金均等等によ る。 ただし、財政 の都合により 、据置期間中 であっても繰 上償還し、償 還年限を変更 し、又は借り 換えることが できる。	956, 800	補正前に同じ		

那 覇 市 告 示 第 6 3 号
平成 29 年 4 月 17 日

平成 29 年 (2017 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 29 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,662,133 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		1,481,044
	1 国庫補助金	1,481,044
2 繰入金		341,628
	1 一般会計繰入金	341,628
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		639,500
	1 市債	639,500
5 県支出金		199,960
	1 県補助金	199,960
歳 入 合 計		2,662,133

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 都市再開発事業費		2,410,874
	1 都市再開発事業費	2,410,874
2 公債費		251,259
	1 公債費	251,259
歳 出 合 計		2,662,133

第 2 表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法

1 都市再開 発事業	639,500	証書借入又 は証券発行	年5%以内(た だし、利率見直 し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	償還期間は、据置期間 を含め30年以内とす る。 償還方法は、元利均等、 元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であ っても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は 借り換えることができる。
計	639,500			

公 告

那覇市公告第 651 号
平成 29 年 3 月 29 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号) 第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

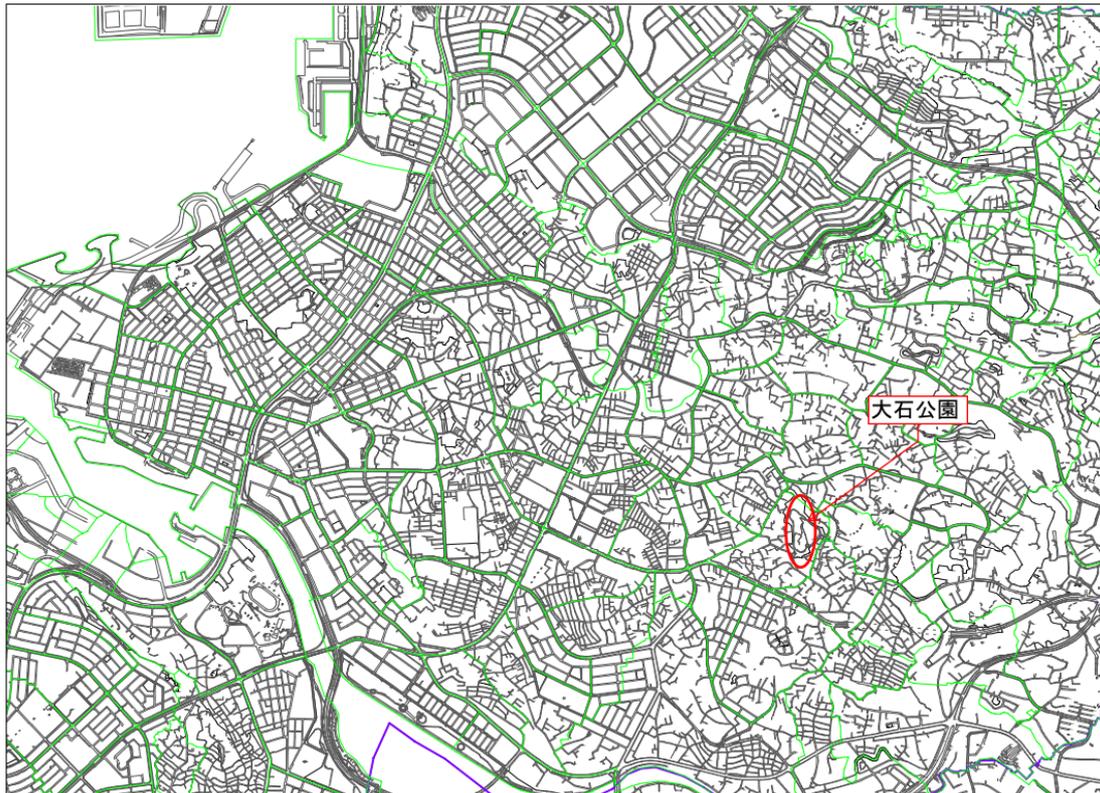
その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

公園の名称	大石公園
公園の位置	那覇市繁多川地内
供用開始の期日	平成 29 年 4 月 1 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 654 号
平成 29 年 3 月 30 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那2号 末吉公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
昭和 47 年 9 月 20 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

那覇市公告第 655 号

平成 29 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那3号 識名公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
昭和 58 年 8 月 8 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

那 覇 市 公 告 第 6 5 6 号

平 成 2 9 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

那 覇 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て

都 市 計 画 法 (昭 和 4 3 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 6 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 事 業 認 可 の 図 書 の 送 付 を 受 け た の で 、 同 法 第 6 2 条 第 2 項 及 び 同 法 施 行 規 則 第 4 9 条 の 規 定 に 基 づ き 「 事 業 地 を 表 示 す る 図 書 」 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

1. 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称
 - (1) 種 類 那 覇 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業
 - (2) 名 称 4 ・ 3 ・ 那 1 号 緑 ヶ 丘 公 園
2. 施 行 者 の 名 称
那 覇 市
3. 事 務 所 の 所 在 地
沖 縄 県 那 覇 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
4. 事 業 地
 - (1) 収 用 の 部 分 変 更 な し
 - (2) 使 用 の 部 分 な し
5. 事 業 施 行 期 間
昭 和 4 7 年 9 月 2 0 日 か ら 平 成 3 4 年 3 月 3 1 日 ま で
6. 縦 覧 の 場 所
那 覇 市 建 設 管 理 部 花 と み ど り 課
(那 覇 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号 、 本 庁 舎 8 階)

那覇市公告第 657 号

平成 29 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那8号 森口公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成2年6月15日から平成34年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

那覇市公告第 658 号

平成 29 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那 5 号 那覇ふ頭前緑地
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 22 年 7 月 30 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那覇市公告第 660 号
平成 29 年 3 月 31 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 3・3・那3号 希望ヶ丘公園

2. 施行者の名称

那覇市

3. 事務所の所在地

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

4. 事業地

- (1) 収用の部分 平成 4 年沖縄県告示第 795 号及び平成 7 年沖縄県告示第 223 号の事業地のうち那覇市牧志 3 丁目地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

5. 事業施行期間

平成 4 年 10 月 2 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

6. 縦覧の場所

那覇市 建設管理部花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那 覇 市 公 告 第 1 6 号

平 成 2 9 年 4 月 6 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月29日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	児童扶養手当業務			
業務の目的	児童扶養手当法に基づく支給及び認定に関すること			
個人情報の対象者	市内に住所を有する児童扶養手当申請者及び受給者			
業務の開始年月日	平成4年以前(個人番号については、平成28年1月1日)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他() 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(8月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(受給事由発生による申請等)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	平成18年度に福祉課から子育て応援課へ事業移管にあわせて申請手続をすべきであったが、手続き不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月29日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	特別児童扶養手当業務			
業務の目的	特別児童扶養手当法に基づく支給及び認定に関すること			
個人情報の対象者	市内に住所を有する特別児童扶養手当申請者及び受給者			
業務の開始年月日	平成4年以前(個人番号については、平成28年1月1日)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(8月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(受給事由発生による申請等)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	平成18年度に福祉課から子育て応援課へ事業移管にあわせて申請手続をすべきであったが、手続き不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月29日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	助産の実施に関する業務			
業務の目的	児童福祉法第22条に基づく助産の実施に関する事			
個人情報の対象者	市内所管区域内における妊産婦			
業務の開始年月日	平成4年以前(個人番号については、平成28年1月1日)			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(妊娠に伴う申請のため)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	平成18年度に福祉課から子育て応援課へ事業移管にあわせて申請手続をすべきであったが、手続き不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月29日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	母子保護の実施に関する業務			
業務の目的	児童福祉法第23条に基づく母子保護の実施に関する事			
個人情報の対象者	市内所管区域内における保護を必要とする母子			
業務の開始年月日	平成4年以前(個人番号については、平成28年1月1日)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(事由発生による申請のため)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	平成18年度に福祉課から子育て応援課へ事業移管にあわせて申請手続をすべきであったが、手続き不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月29日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	母子・父子・寡婦福祉業務			
業務の目的	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく支援業務			
個人情報の対象者	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子、父子、寡婦家庭			
業務の開始年月日	平成4年以前(個人番号については、平成28年1月1日)			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等) <input type="checkbox"/> 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(4 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(事由発生による申請のため)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	平成18年度に福祉課から子育て応援課へ事業移管にあわせて申請手続をすべきであったが、手続き不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月29日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付業務			
業務の目的	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金貸付業務			
個人情報の対象者	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子、父子、寡婦家庭			
業務の開始年月日	平成25年4月1日(個人番号については、平成28年1月1日)			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他() 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(対象者の申請に基づくため)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	平成18年度に福祉課から子育て応援課へ事業移管にあわせて申請手続をすべきであったが、手続き不要と誤認していたため。また、平成25年の中核市移行にあわせて母子・父子・寡婦福祉業務から個別業務として届出。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月29日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2563)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	児童手当業務			
業務の目的	児童手当法に基づく支給及び認定に関する事			
個人情報の対象者	市内に住所を有する児童手当受給資格者			
業務の開始年月日	昭和47年4月1日(個人番号については、平成28年1月1日)			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(6 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(出生等による申請のため)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	平成18年度に市民課から子育て応援課へ事業移管にあわせて申請手続をすべきであったが、手続き不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月29日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部子育て応援課			電話2569
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業務の名称	子育て支援業務			
業務の目的	育児不安の軽減及び児童虐待未然防止のために相談(来所・電話)や家庭訪問の実施。児童相談所、関係課、関係機関との連携強化を図り体制の構築に努めることを目的に業務を実施している。			
個人情報の対象者	那覇市の児童及びその保護者、特定妊婦			
業務の開始年月日	平成 18年 4月 1日			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい程度 <input checked="" type="checkbox"/> その他(育児についての悩み)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(<input checked="" type="checkbox"/> 本人同意・法令等・ <input checked="" type="checkbox"/> 公知性・ <input checked="" type="checkbox"/> 緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(相談時(電話・訪問・来所等))			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	業務開始時に届出をするべきであったが、手続き不要と誤認していたため。子育て支援業務(要保護児童対策地域協議会事業、家庭児童相談事業、こんにちは赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業、短期入所生活援助事業、子育て世帯自立支援事業)			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成29年4月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7811
個人情報管理責任者	料金サービス課長			
業務の名称	「那覇市上下水道局徴収事務委託規程」に関する委託業務			
業務の目的	水道事業及び下水道事業に係る公金の徴収並びに収納事務について、収納の確保及び住民の便益の増進を図るため			
個人情報の対象者	「那覇市上下水道局徴収事務委託規程」に基づき委託された徴収事務等の受託者			
業務の開始年月日	平成16年 4月 1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号)	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意(法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(採用時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため (業務内容：使用水量の計量、水道料金等の徴収等)			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成 29年 4月 5日

那覇市長 宛

消 防 局 長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	消防局 救急課 電話098-867-1199			
個人情報管理責任者	救 急 課 長			
業務の名称	救命講習会			
業務の目的	各救命講習の修了証発行のため			
個人情報の対象者	救命講習会受講者			
業務の開始年月日	平成 8 年 1 月			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏 名 <input checked="" type="checkbox"/> 住 所 <input checked="" type="checkbox"/> 性 別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国 籍 <input type="checkbox"/> 本 籍 <input type="checkbox"/> 続 柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 職 業 <input type="checkbox"/> 地 位 <input type="checkbox"/> 学 歴 <input type="checkbox"/> 資 格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞 罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収 入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思 想 <input type="checkbox"/> 宗 教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯 歴 等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容 姿 <input type="checkbox"/> 病 歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(救命講習会時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備 考	届出を失念していたため今回実施したもの。			

(注)那覇市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成18年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	児童福祉業務 平成4年以前		
廃止又は変更の 理由	福祉課から子育て応援課への事業移管による新規の業務届出を行ったため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	業務廃止時に届出をするべきであったが、手続き不要と誤認していたため。 NO.95「児童福祉業務」を根拠法ごとに「児童扶養手当業務」「特別児童扶養手当業務」「助産の実施に関する業務」「母子保護の実施に関する業務」に整理。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止)・変更届出書

平成29年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成18年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	助成費の助成(助産施設入所対象) 平成4年以前		
廃止又は変更の 理由	福祉課から子育て応援課への事業移管による新規の業務届出を行ったため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	業務廃止時に届出をするべきであったが、手続き不要と誤認していたため。 NO.105「助成費の助成(助産施設入所対象)」を「助産の実施に関する業務」として整理。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成18年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	母子・寡婦福祉業務 平成4年以前		
廃止又は変更の 理由	福祉課から子育て応援課への事業移管による新規の業務届出を行ったため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	業務廃止時に届出をするべきであったが、手続き不要と誤認していたため。 NO.97「母子・寡婦福祉業務」を「母子・父子・寡婦福祉業務」として整理。ただし、貸付業務は、平成25年度より特別会計を設置したため、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付業務」として個別に届け出。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止)・変更)届出書

平成29年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-8951(内線2556)		
届出の区分	■廃止 □変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成17年頃
業務の名称及び 開始年月日	母子・父子家庭援護業務 平成4年以前		
廃止又は変更の 理由	那覇市母子父子家庭入学支度金給付要綱及び母子家庭宿泊旅費宿泊費支給要綱の廃止による。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	業務廃止時に届出をするべきであったが、手続き不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 2569		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成29年 3月 29日
業務の名称及び 開始年月日	家庭児童票 平成 4年 3月 19日		
廃止又は変更の 理由	「子育て支援業務」に統合するため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 2569		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成29年 3月 29日
業務の名称及び 開始年月日	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業) 平成 21年 4月 1日		
廃止又は変更の 理由	「子育て支援業務」に統合するため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止 **変更**)届出書

平成 29 年 4 月 5 日

那覇市長 宛

消 防 局 長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	消防局救急課			電話 671-1312
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成 18 年 3 月 1 日
業務の名称及び 開始年月日	救急活動に関する各書類作成等 平成4年以前			
廃止又は変更の 理由	平成18年3月1日、警防課救急係から救急課新設のため			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	消防本部警防課		消防局救急課	
備 考	上記理由でありますとおり、救急課が業務を引継いだ際に届出を提出すべきところ、失念していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 17 号
平成 29 年 4 月 6 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	秘書広報課
業 務 の 名 称	「声の広報」事業 点字版広報「なは市民の友」印刷・製本事業		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(毎年3月)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	申請のある身体障害者手帳(視覚障害)1, 2級保持者のリスト		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づき、身体障害者手帳(視覚障害)1, 2級保持者に上記広報事業を実施するため		
届 出 担 当 部 課	秘書広報課 電話 8 6 2 - 9 9 4 2		

那 覇 市 公 告 第 1 9 号
平 成 2 9 年 4 月 1 0 日
掲 示 済

農連市場地区防災街区整備事業の事業計画の縦覧について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日法律第49号）第157条第2項の規定において準用する同法第140条第2項及び同法施行令第25条の規定に基づき、下記事業に係る図書を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該防災街区整備事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、沖縄県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項を除きます。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名 称：農連市場地区防災街区整備事業
- 2 図 書：事業計画
- 3 縦覧場所：那覇市都市計画部市街地整備課
(那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎9階)
- 4 縦覧期間：
平成29年4月11日（火）から平成29年4月24日（月）まで
(土・日曜日及び祝日を除く)
- 5 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

那覇市公告第 28 号
平成 29 年 4 月 17 日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 28 年 9 月 2 日 第 H28-05 号 那覇市指令都建第 1818 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市字国場前原 326 番 他 4 筆
- 3 公共施設
消防水利（防火水槽）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県国頭郡今帰仁村字天底 222 番地
社会福祉法人 乙羽会 理事長 我喜屋 宗重
- 5 検査済証番号
平成 29 年 3 月 29 日 那都建第 881 号
平成 29 年 3 月 29 日 那都建第 882 号
- 6 工事完了年月日
平成 29 年 3 月 15 日

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 6 号
平成 29 年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札の公告等)</p> <p>第5条 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(本局の電子計算機と入札に参加する者の電子計算機を情報通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。))にあつては、入札期間の末日の前日から起算して8日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を5日前までに短縮することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 入札保証金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の入札保証金をいう。以下同じ。)に関する事項</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第11条 管理者は、<u>政令第167条</u>の10第2項の最低制限価格を設ける場合においては、これを予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合には、予定価格調書と別に最低制限価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(監督又は検査)</p> <p>第43条 <u>法第234条</u>の2第1項の監督又は検査は、<u>監督員又は検査員が行うものとする。</u></p>	<p>(一般競争入札の公告等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 入札保証金(地方自治法(昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>)第234条第4項の入札保証金をいう。以下同じ。)に関する事項</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第11条 管理者は、<u>施行令第167条</u>の10第2項の最低制限価格を設ける場合においては、これを予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合には、予定価格調書と別に最低制限価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(監督又は検査)</p> <p>第43条 <u>法第234条</u>の2第1項の監督又は検査は、<u>管理者が命じた職員又は施行令第167条</u>の15第4項の規定により委託を受け</p>

<p>(支払の原則)</p> <p>第52条 契約代金の支払については、この規程に定めるもののほか<u>那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968年水道局規程第3号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(前金払)</p> <p>第55条 管理者は、<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)</u>第21条の7第3号の規定により前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れをするときは、契約の相手方をして連帯保証人を立て、又は代用物件を提供させるものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p><u>た者(以下監督を命ぜられた者を「監督員」、検査を命ぜられた者を「検査員」という。)</u>がこれを行うものとする。</p> <p>(支払の原則)</p> <p>第52条 契約代金の支払については、この規程に定めるもののほか<u>那覇市上下水道局会計規程(平成26年那覇市上下水道局規程第6号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(前金払)</p> <p>第55条 管理者は、<u>令第21条の7第3号</u>の規定により前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れをするときは、契約の相手方をして連帯保証人を立て、又は代用物件を提供させるものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第7号
平成29年3月31日
公 布 済

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局徴収事務委託規程(平成16年那覇市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委託業務の範囲)</p> <p><u>第2条 委託の対象とする徴収事務等は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 使用水量の計量及び認定</p> <p>(2) 水道料金、下水道使用料及び再生水料金(以下「水道料金等」という。)の徴収</p> <p>(3) 前2号に掲げる事項に附帯する事務</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(委託契約)</p> <p><u>第4条 管理者は、次に掲げる事項を記載した契約書により徴収事務委託契約を締結するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 帳簿等の検査</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>(告示)</p> <p><u>第5条 管理者は、私人(以下「受託者」という。)と契約を締結したときは、令第26条の4第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。これらの事項に変更を生じたときも同様とする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>(委託契約)</p> <p><u>第3条 管理者は、管理者から徴収事務等の委託を受けた者(以下「受託者」という。)を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書により徴収事務等の委託に関する契約を締結するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(告示)</p> <p><u>第4条 管理者は、徴収事務等を委託したときは、令第26条の4第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。これらの事項に変更を生じたときも同様とする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(委託業務の範囲)</p> <p><u>第5条 委託の対象とする徴収事務等は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 使用水量の計量及び認定</p> <p>(2) 水道料金、下水道使用料及び再生水料金(以下「水道料金等」という。)の調定に関する業務</p>

<p>(徴収事務等従事者)</p> <p><u>第6条</u> 受託者は、徴収事務等に従事する者（以下「徴収事務等従事者」という。）の氏名、住所、<u>経歴</u>を事前に書面により管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(徴収方法)</p> <p><u>第8条</u> 受託者は、水道料金等を徴収したときは、受託者の領収印を押した局の領収</p>	<p>(3) <u>水道の使用中止、廃止に関する精算業務</u></p> <p>(4) <u>未納の水道料金等の収納事務</u></p> <p>(5) <u>収納業務</u></p> <p>(6) <u>水道料金等以外で水道事業又は下水道事業に係る収納金で管理者が指定するもの</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる事項に附帯する事務</u></p> <p>(公金の収納方法)</p> <p><u>第6条</u> 受託者は、公金を徴収し、又は収納したときは、受託者の領収印を押印した領収書を当該納入者に交付しなければならない。</p> <p>2 受託者は、前項の領収印について、その印影様式をあらかじめ管理者に届けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(公金の払込方法)</p> <p><u>第7条</u> 令第26条の4第2項の規定に基づき、受託者は、収納した公金を管理者が定める期日までに、那覇市上下水道局会計規程第6条第2項に規定する出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関で払い込まなければならない。</p> <p>2 受託者は、前項の規定に基づき、公金の払込みをするときは、その都度、その内容を示す計算書等を速やかに管理者に提示しなければならない。</p> <p>(徴収事務等従事者)</p> <p><u>第8条</u> 受託者は、徴収事務等に従事する者（以下「徴収事務等従事者」という。）の氏名、住所、<u>生年月日</u>を事前に書面により管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>
---	--

<p><u>書を当該納入者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>(徴収金の引継)</u></p> <p><u>第9条 受託者は、水道料金等を収納したときは、当該収納した金銭と原符、その内容を示す計算書(第2号様式)を添え、翌日までに、那覇市水道局企業出納員に引き継がなければならない。</u></p> <p>(検査)</p> <p>第10条 管理者は、定期又は臨時に、受託者の保管する当該委託業務に係る金銭及び領収書その他の書類を検査するものとする。</p> <p>第1号様式(第7条関係)</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="244 949 703 1196"> <tr> <td data-bbox="244 949 373 1155"> <p>[略]</p> <p>(写真)</p> </td> <td data-bbox="373 949 703 1155"> <p>[略]</p> <p>上記の者は、<u>那覇市水道局徴収事務等受託者</u></p> <p>[略]</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>裏</p> <p>[略]</p> <p>[第2号様式 別記]</p>	<p>[略]</p> <p>(写真)</p>	<p>[略]</p> <p>上記の者は、<u>那覇市水道局徴収事務等受託者</u></p> <p>[略]</p>	<p>(検査)</p> <p>第10条 管理者は、<u>令第26条の4第3項の規定に基づき</u>、定期又は臨時に、受託者の保管する当該委託業務に係る金銭及び領収書その他の書類を検査するものとする。</p> <p>第1号様式(第9条関係)</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="810 949 1270 1196"> <tr> <td data-bbox="810 949 940 1155"> <p>[略]</p> <p>(写真)</p> </td> <td data-bbox="940 949 1270 1155"> <p>[略]</p> <p>上記の者は、<u>那覇市上下水道局徴収事務等受託者</u></p> <p>[略]</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>裏</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>(写真)</p>	<p>[略]</p> <p>上記の者は、<u>那覇市上下水道局徴収事務等受託者</u></p> <p>[略]</p>
<p>[略]</p> <p>(写真)</p>	<p>[略]</p> <p>上記の者は、<u>那覇市水道局徴収事務等受託者</u></p> <p>[略]</p>				
<p>[略]</p> <p>(写真)</p>	<p>[略]</p> <p>上記の者は、<u>那覇市上下水道局徴収事務等受託者</u></p> <p>[略]</p>				
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合は、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。 					

付 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

[改正前]

第2号様式(第9条関係)

水道料金等徴収報告書

No. _____

引継日 平成 年 月 日 曜日				料 金 サ ー ビ ス 課担当副 参事	収 納・整 理係 長	収 納・整 理係	
徴収 月件 数 件	円	受託者 印					
徴収 月日	水道番号	水栓住所	使用者名	徴収 年・月 分	金額 (円)	領収	
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
	— —						No.
計	徴収個別 件数 件						
合計							

那覇市上下水道局規程第 8 号
平成 29 年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事監督規程(昭和61年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(監督員)</p> <p>第2条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)第43条の規定による監督員を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課(以下「主管課」という。)の工事施工監理事務を所掌する係の係長又は技査とし、現場監督員は、当該係長又は技査の指名に基づき主管課長が命ずる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(監督員)</p> <p>第2条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)第43条の規定による監督員を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課(以下「主管課」という。)の工事施工監理事務を所掌する係の係長若しくは主幹又は技査とし、現場監督員は、当該係長又は主幹の指名に基づき主管課長が命ずる。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合は、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 9 号
平成 29 年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計規程(平成26年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条—第6条)</u></p> <p><u>第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目</u></p> <p> <u>第1節 伝票(第7条—第14条)</u></p> <p> <u>第2節 帳簿(第15条—第20条)</u></p> <p> <u>第3節 勘定科目(第21条)</u></p> <p><u>第3章 収入及び支出</u></p> <p> <u>第1節 通則(第22条—第27条)</u></p> <p> <u>第2節 収入(第28条—第40条)</u></p> <p> <u>第3節 支出(第41条—第58条)</u></p> <p> <u>第4節 振替(第59条)</u></p> <p><u>第4章 預り金及び預り有価証券(第60条—第65条)</u></p> <p><u>第5章 たな卸資産</u></p> <p> <u>第1節 通則(第66条・第67条)</u></p> <p> <u>第2節 出納(第68条—第81条)</u></p> <p> <u>第3節 たな卸(第82条—第86条)</u></p> <p><u>第6章 たな卸資産以外の物品(第87条—第89条)</u></p> <p><u>第7章 固定資産</u></p> <p> <u>第1節 通則(第90条・第91条)</u></p> <p> <u>第2節 取得(第92条—第102条)</u></p> <p> <u>第3節 管理及び処分(第103条—第111条)</u></p> <p> <u>第4節 減価償却(第112条—第114条)</u></p> <p> <u>第5節 整理(第115条—第117条)</u></p> <p><u>第8章 リース取引に係る会計処理(第118条—第120条)</u></p> <p><u>第9章 引当金(第121条・第122条)</u></p> <p><u>第10章 予算</u></p> <p> <u>第1節 予算の編成(第123条—第129</u></p>

<p>(収納金の取扱い)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収又は収納した場合について準用する。</u></p> <p>(過誤納金の還付)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 <u>第40条及び第42条の規定は、前項の過誤納金について準用する。</u></p> <p>第36条 [略]</p>	<p>条)</p> <p><u>第2節 予算の執行(第130条—第134条)</u></p> <p>条)</p> <p><u>第11章 決算(第135条—第138条)</u></p> <p><u>第12章 雑則(第139条)</u></p> <p>付則</p> <p>(収納金の取扱い)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>公金徴収事務等受託者による収納金の取扱いについては、那覇市上下水道局徴収事務委託規程(平成16年那覇市水道局規程第8号)第7条に定める。</u></p> <p>(過誤納金の還付)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 <u>第42条及び第44条の規定は、前項の過誤納金について準用する。</u></p> <p>(還付支払事務の委託)</p> <p><u>第36条 令第21条の11の規定により私人に対し還付の支払事務を委託する場合は、収入の過誤納となった金額を払い戻すため必要な資金を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)は、還付の支払いが終わったときは、第48条の規定に準じて精算しなければならない。</u></p> <p>3 <u>受託者は、第1項の規定により交付を受けた資金の支出については、定められた文書に証拠書類を添えて管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>第37条 [略]</p> <p>(証券納付の表示)</p> <p><u>第38条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が証券による納付をしたときは、納入通知書等に「証券受領」の旨を表示するとともに、証券の種類、金額及び記号番号を付記し</u></p>
--	--

(証券の支払拒絶等)

第37条 [略]

2 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、現預金出納簿に記帳するとともに当該振替伝票によって当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、収入予算差引簿に記帳しなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券(現金取扱員及び公金徴収事務受託者が収納したものを含む。)があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

3 [略]

第38条～第39条 [略]

(支出要求)

第40条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、債権者からの請求書の提出を省略することができる。

(1)～(4) [略]

3～4 [略]

第41条～第49条 [略]

(概算払の精算)

第50条 [略]

2 第46条第2項の規定は、概算払いについて準用する。

第51条～第55条 [略]

(請求書及び支出調書)

第56条 第40条に定める請求書及び支出調書は、次に掲げる事項を備えていなければ

なければならない。

(証券の支払拒絶等)

第39条 [略]

2 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、現預金出納簿に記帳するとともに当該振替伝票によって当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、収入予算差引簿に記帳しなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券(現金取扱員及び公金徴収事務受託者が収納したものを含む。)があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

3 [略]

第40条～第41条 [略]

(支出要求)

第42条 [略]

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 還付金

3～4 [略]

第43条～第51条 [略]

(概算払の精算)

第52条 [略]

2 第48条第2項の規定は、概算払いについて準用する。

第53条～第57条 [略]

(請求書及び支出調書)

第58条 第42条に定める請求書及び支出調書は、次に掲げる事項を備えていなければ

<p>ばならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>第53条</u>に定める口座振替の方法による支出の場合にあっては、振込先金融機関名、口座名義人及び口座番号</p> <p><u>第57条～第70条</u> [略]</p> <p>(払出し)</p> <p><u>第71条</u> 物品企業出納員は、たな卸資産を使用しようとする場合は、<u>第39条</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した出庫伝票によって当該使用しようとするたな卸資産の払出しについて管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(払出材料の戻入れ)</p> <p><u>第72条</u> 物品企業出納員は、建設改良又は修繕のために払い出した材料に残品が生じた場合は、<u>第69条</u>の規定に準じて受け入れなければならない。</p> <p><u>第73条</u> [略]</p> <p>(発生品)</p> <p><u>第74条</u> 物品企業出納員は、<u>第64条</u>第1項各号に掲げる物品で水道事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと不用となり又は使用にたえなくなったものとの区分し、再使用できるものは<u>第67条</u>第3号及び<u>第69条</u>の規定に準じて受け入れなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第75条～第82条</u> [略]</p> <p>(たな卸の結果の報告)</p> <p><u>第83条</u> 物品企業出納員は、実地たな卸を行った結果を、<u>第81条</u>第3項の規定により作成する報告書を添えて、管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第84条</u> [略]</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>第55条</u>に定める口座振替の方法による支出の場合にあっては、振込先金融機関名、口座名義人及び口座番号</p> <p><u>第59条～第72条</u> [略]</p> <p>(払出し)</p> <p><u>第73条</u> 物品企業出納員は、たな卸資産を使用しようとする場合は、<u>第41条</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した出庫伝票によって当該使用しようとするたな卸資産の払出しについて管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(払出材料の戻入れ)</p> <p><u>第74条</u> 物品企業出納員は、建設改良又は修繕のために払い出した材料に残品が生じた場合は、<u>第71条</u>の規定に準じて受け入れなければならない。</p> <p><u>第75条</u> [略]</p> <p>(発生品)</p> <p><u>第76条</u> 物品企業出納員は、<u>第66条</u>第1項各号に掲げる物品で水道事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと不用となり又は使用にたえなくなったものとの区分し、再使用できるものは<u>第69条</u>第3号及び<u>第71条</u>の規定に準じて受け入れなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第77条～第84条</u> [略]</p> <p>(たな卸の結果の報告)</p> <p><u>第85条</u> 物品企業出納員は、実地たな卸を行った結果を、<u>第83条</u>第3項の規定により作成する報告書を添えて、管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第86条</u> [略]</p>
--	--

<p>(直購入)</p> <p><u>第85条</u> [略]</p> <p>2 <u>第67条第3号</u>及び<u>第69条</u>の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合について準用する。</p> <p><u>第86条</u> [略]</p> <p>(物品の管理)</p> <p><u>第87条</u> 各課長は、<u>第64条第1項第2号</u>に掲げる物品のうちたな卸資産勘定から払い出されたもの又は前2条の規定により直接当該科目の支出として購入されたものを適正に管理しなければならない。</p> <p><u>第88条～第91条</u> [略]</p> <p>(交換)</p> <p><u>第92条</u> 固定資産を交換しようとする場合は、各課長は、<u>第39条第1項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第93条～第107条</u> [略]</p> <p>(固定資産の用途廃止)</p> <p><u>第108条</u> 各課長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決裁を受けて、再使用できるものと不用となり又は使用にたえなくなったものとの区分し、再使用できるものは<u>第67条第3号</u>及び<u>第69条</u>の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第109条～第137条</u> [略]</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(直購入)</p> <p><u>第87条</u> [略]</p> <p>2 <u>第69条第3号</u>及び<u>第71条</u>の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合について準用する。</p> <p><u>第88条</u> [略]</p> <p>(物品の管理)</p> <p><u>第89条</u> 各課長は、<u>第66条第1項第2号</u>に掲げる物品のうちたな卸資産勘定から払い出されたもの又は前2条の規定により直接当該科目の支出として購入されたものを適正に管理しなければならない。</p> <p><u>第90条～第93条</u> [略]</p> <p>(交換)</p> <p><u>第94条</u> 固定資産を交換しようとする場合は、各課長は、<u>第41条第1項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第95条～第109条</u> [略]</p> <p>(固定資産の用途廃止)</p> <p><u>第110条</u> 各課長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決裁を受けて、再使用できるものと不用となり又は使用にたえなくなったものとの区分し、再使用できるものは<u>第69条第3号</u>及び<u>第71条</u>の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第111条～第139条</u> [略]</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を</p>	

- 加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 - 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
 - 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第33条第3項及び第36条の規定は、平成29年6月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表(第2条、第3条関係)

区分及び企業出納員	取扱事務	委任事務
[略]		
(3) 総務課担当副参事 総務係長	たな卸資産(量水器を除く。)の出納及び保管事務	たな卸資産(量水器を除く。)を出納及び保管すること。
物 品 企 業 出 納 員 料 金 サ ー ビ ス 課 担 当 副 参 事 給 水 工 事 係 長	たな卸資産(量水器)の出納及び保管事務	たな卸資産(量水器)を出納及び保管すること。

[改正後]

別表(第2条、第3条関係)

区分及び企業出納員	取扱事務	委任事務
[略]		
(3) 総務課担当副参事 総務係長	たな卸資産(原材料及び貯蔵量水器を除く。)の出納及び保管事務	たな卸資産(原材料及び貯蔵量水器を除く。)を出納及び保管すること。
物 品 企 業 出 納 員 料 金 サ ー ビ ス 課 担 当 副 参 事 給 水 工 事 係 長	たな卸資産(貯蔵量水器)の出納及び保管事務	たな卸資産(貯蔵量水器)を出納及び保管すること。
配 水 管 理 課 担 当 副 参 事 補 修 係 長	たな卸資産(原材料)の出納及び保管事務	たな卸資産(原材料)を出納及び保管すること。

那覇市上下水道局規程第 10 号
平成 29 年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 局に次の部、課、課内室及び係を置く。</p> <p>上下水道部</p> <p>総務課</p> <p>[略]</p> <p>職員係</p> <p><u>契約検査係</u></p> <p>[略]</p> <p>下水道課</p> <p>[略]</p> <p><u>工事第一係</u></p> <p><u>工事第二係</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>上下水道部</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>貯蔵品</u>の出納保管に関すること。</p> <p>(12)～(20) [略]</p> <p>[略]</p> <p>料金サービス課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>(7)～(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> 再生水事業の施設の維持管理に関すること。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p>総務課</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p><u>契約検査室</u></p> <p>[略]</p> <p>下水道課</p> <p>[略]</p> <p><u>建設係</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>たな卸資産(原材料及び貯蔵量水器を除く。)</u>の出納保管に関すること。</p> <p>(12)～(20) [略]</p> <p>[略]</p> <p>料金サービス課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) たな卸資産(貯蔵量水器)の出納保管に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> 再生水施設(量水器)の維持管理に関すること。</p>

<p>配水管理課</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>下水道課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>下水道</u>の災害復旧工事に関する こと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>流域関連公共下水道水量及び 水質調査</u>に関する こと。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 下水道の事業計画及び認可申 請に関する こと。</p> <p>(9) <u>下水道</u>の設計及び施工監理に 関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) <u>再生水事業の施設の設計及び 施工監理</u>に関する こと。</p> <p>(12) <u>那覇市雨水対策協議会</u>に関す ること。</p>	<p>配水管理課</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>たな卸資産(原材料)</u>の出納保 管に関する こと。</p> <p>[略]</p> <p>下水道課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>下水道施設</u>の災害復旧工事 に関する こと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>下水道の水量及び水質調査</u>に 関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 下水道の事業計画に関するこ と。</p> <p>(9) <u>下水道施設工事</u>の設計及び施 工監理に関する こと。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) <u>再生水施設(量水器を除く。)</u> の維持管理に関する こと。</p> <p>(12) <u>再生水施設工事</u>の設計及び施 工監理に関する こと。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 11 号
平成 29 年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~4	[略]				

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~4	[略]				
5	再生水施設(量水器を除く。)の維持管理に関すること。			○	
6	再生水施設工事の設計及び施工監理に関すること。			○	

那霸市上下水道局規程第 13 号
平成 29 年 3 月 31 日
公 布 済

那霸市上下水道局企業職員の人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市上下水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員(以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>人事評価</u> <u>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることのできる</u>こととされる、<u>上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が行う<u>職員の執務についての勤務成績の評定</u>として行うものをいう。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>人事評価記録書</u> 人事評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)における職員の勤務成績を示すものとして、<u>管理者</u>が別に定めるものをいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>条件付採用期間評価</u> <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行う</u>ために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき</u>、那覇市上下水道局企業職員(以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) <u>人事評価</u> <u>地方公務員法第6条第1項の人事評価</u>をいう。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>人事評価記録書</u> 人事評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)における職員の勤務成績を示すものとして、<u>上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が別に定めるものをいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>条件付採用期間評価</u> <u>地方公務員法第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行う</u>ために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。</p>

<p>(7) [略] 付 則 (人事評価の試行的実施)</p> <p>2 この規程による定期評価は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。</p>	<p>(7) [略] 付 則 (人事評価の試行的実施)</p> <p>2 この規程による定期評価(平成27年度及び平成28年度に係るものに限る。)は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 14 号

平成 29 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[表 別記]	[表 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>3 改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 950
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 950
総務課	保健師(週5日)	日額 9,260
料金サービス課	窓口担当員	日額 5,720
料金サービス課	滞納整理員	時間額 950
料金サービス課	下水道使用料算定員	時間額 950
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額 950
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,720
料金サービス課	貯水槽水道台帳作成員	時間額 950
配水管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	日額 5,720
配水管理課	現場調査員	時間額 950
配水管理課	水質検査担当員	時間額 950
下水道課	下水道業務の設計施工及び維持管理補助員(週4日)	日額 9,810
下水道課	資料作成、課内庶務業務等補助員	時間額 950

[改正後 別記]

[第2条の表]

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 960
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 960
総務課	保健師(週12時間)	時間額 1,550
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額 960
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,770
配水管理課・下水道課	マッピングシステム入力員	日額 5,770
配水管理課	現場調査員	時間額 960
配水管理課	水質検査担当員	時間額 960
配水管理課	電話受付・無線受付担当員	日額 5,770
下水道課	下水道業務の設計施工及び維持管理補助員(週4日)	日額 9,880
下水道課	資料作成、課内庶務業務等補助員	時間額 960

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 54 号
平成 29 年 3 月 27 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

指定(登録)番号	第 181 号
指定工事店名	技研工業株式会社
営業所所在地	那覇市曙 3 丁目 4 番 6 号
代表者名	國仲 昌典
有効期間	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成34年 3 月 31 日
異動事由	代表者の変更
指定(登録)番号	第 449 号
指定工事店名	株式会社久米設備
営業所所在地	那覇市高良 2 丁目 1 番 2 号
代表者名	久米 清春
有効期間	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成34年 3 月 31 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 1 号
 平成 29 年 4 月 1 日
 掲 示 済

平成 29 年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について、定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 兼次 俊正

平成 29 年 度 水 道 メ ー タ ー の 賠 償 額

品 名	口 径mm	金 額	備 考
水道メーター	13mm	7,000円	
	20mm	12,900円	
	25mm	13,500円	
たて型ウォルトマン	40mm	43,200円	
	50mm	147,000円	
	75mm	178,000円	
	100mm	226,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	202,000円	
	75mm	234,000円	
	100mm	281,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

平成29年度給水装置工事資材統一単価表

期 間 平成29年4月1日～平成30年3月31日まで

那覇市上下水道局告示第 2 号
平成 29 年 4 月 3 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取り消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 3 号の規定に基づき、別紙指定工事店
を取り消したので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

	登録 番号	指定店名	代表者氏名	指定店所在地地名	継続申請しな かった理由	取り消し日
1	121	企投建設 株式会社	仲村 哲	那覇市首里崎山町4丁 目195番地51	未更新	平成29年4月1日
2	134	沖縄パナソニック特機 株式会社	木村 隆夫	那覇市西2丁目15番1号	未更新	平成29年4月1日
3	168	株式会社 クリエイト E S	金城 和江	那覇市牧志1丁目20番 19号	未更新	平成29年4月1日
4	323	東光電気水道工事社	新垣 安生	那覇市識名3丁目4番5 号	未更新	平成29年4月1日
5	341	沖縄プラント工業 株 式会社	佐久眞 章	浦添市牧港4丁目11番3 号	未更新	平成29年4月1日
6	404	有限会社 當山工業	當山 悟	浦添市城間4丁目17番3 号 (103号)	未更新	平成29年4月1日
7	407	有限会社 エコ電水	伊波 治	読谷村字座喜味3179番 地	未更新	平成29年4月1日
8	408	エスケイ電気	喜久山 勝 盛	うるま市字前原163番 地2	未更新	平成29年4月1日
9	445	有限会社 当間産業	玉城 和彦	南城市大里字仲間622 番地1	未更新	平成29年4月1日
10	446	有限会社 日進工業	新城 貞光	沖縄市美里2丁目8番20 号	未更新	平成29年4月1日
11	450	株式会社 ニシハラ	仲間 貞子	那覇市首里石嶺町2丁 目188番地	未更新	平成29年4月1日
12	451	有限会社 宮宏建設	宮城 寛厚	沖縄市字美里756番地1	未更新	平成29年4月1日
13	452	竹原設備	竹原 乾竜	西原町字兼久147番地	未更新	平成29年4月1日
14	453	有限会社 五和工業	嘉手納 靖	宜野湾市野嵩2丁目32 番8号	未更新	平成29年4月1日

監査委員公表

那 監 公 表 第 1 号

平成 29 年 4 月 17 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	高 良 正 幸
同	糸 数 昌 洋

平成 28 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
（公表）

平成 28 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長、那覇市教育長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 28 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

I 平成 28 年度松川団地内防災道路工事**I - 5 書類調査について****(2) 設計について****キ 指摘事項等****要望事項**

(ア) 下請契約の考え方について、準備工としての除草・伐採は建設工事の下請契約に該当しないとしているが、下請契約となるケースも考えられるので削除されたい。

□ 上記事項に関する措置

準備工としての除草・伐採は受注者が行っており、下請契約の考え方について、当該工事では該当しませんでした。

なお、次年度発注工事から当該事項を削除し、道路建設課統一事項として対応します。

(4) 環境配慮仕様書が定められているが、具体的にどのようにアクションを起こしているのかわからない。施工計画書にも具体的に環境配慮仕様書に対する記述がみられない。環境配慮仕様書に対する具体的な行動計画を施工計画書に記述することを指導し、環境に配慮した公共工事が行われていることが関係者及び第三者にわかるようにされたい。

□ 上記事項に関する措置

次年度発注工事から、施工計画書に環境配慮仕様書に対する具体的な行動計画を記述することを道路建設課統一事項として対応します。

(5) 施工管理について

オ 指摘事項等

注意事項

(7) 施工計画書の安全管理組織で安全衛生推進者とあるのは、統括安全衛生責任者に修正されたい。

□ 上記事項に関する措置

安全衛生推進者は、統括安全衛生責任者に修正しました。

I - 6 現場施工状況について

(1) 工事施工状況について

カ 指摘事項等

要望事項

(7) H鋼建て込み作業時の重機足場を十分確保し、重機の傾き・転倒事故の防止に努められたい。

□ 上記事項に関する措置

重機を設置する場所を平坦になるよう転圧し、鉄板で養生し沈下防止対策を行いました。

(4) 水路護岸天端に転落防止の措置をされたい。

□ 上記事項に関する措置

一般通行人が誤って工事作業範囲に侵入しないようプラスチックフェンスで仮囲いを設置しました。また、フェンスに一定の間隔で立入禁止を表示しました。

II 平成 28 年度 2 工区 仲井真地内公共下水道工事

II - 5 書類調査について

(2) 設計について

カ 指摘事項等

(7) 注意事項

- (a) 特記仕様書に推進工事での安全確保のため、荒天時の対応策について施工計画書に記述するよう定められたい。

 上記事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、特記仕様書の見直しを行ってまいります。

(4) 要望事項

- (a) 管路埋戻し用海砂の許容塩分量について定められたい。

 上記事項に関する措置

上記同様、特記仕様書の見直しを行ってまいります。

- (b) 環境配慮仕様書が定められているが、具体的にどのようにアクションを起こしているのかわからない。施工計画書にも具体的に環境配慮仕様書に対する記述がみられない。環境配慮仕様書に対する具体的な行動計画を施工計画書に記述することを指導し、環境に配慮した公共工事が行われていることが関係者及び第三者にわかるようにされたい。

 上記事項に関する措置

環境配慮仕様書に対する具体的な行動計画を施工計画書に記述することを請負者に指導し、環境に配慮した公共工事が行われていることを確認しました。

(5) 施工管理について

カ 指摘事項等

(ア) 注意事項

- (a) 現場安全管理組織の責任者は、総括安全管理者ではなく統括安全衛生責任者である。修正されたい。

 上記事項に関する措置

総括安全管理者を統括安全衛生責任者へ修正しました。

- (b) 店社安全管理者は現場安全管理組織には属しないので、削除されたい。

 上記事項に関する措置

店社安全管理者を削除しました。

(イ) 要望事項

- (a) 施工計画書にページを記入されたい。

 上記事項に関する措置

施工計画書にページを記入しました。

- (b) 薬液注入観測井戸の水質検査は工事完了後 6 か月後ということなので、工事竣工時に発注者、請負者間で覚書等を交わされたい。

□ 上記事項に関する措置

薬液注入観測井戸の水質検査について、今後の水質検査から引渡し方法まで、請負者と協議書を交わしました。

II-6 現場施工状況について

(1) 工事施工状況について

カ 指摘事項等

(ア) 注意事項

- (a) 施工中のマンホール 3 の立坑天端に、飛来落下物防止と急激な降雨時の浸水防止が必要である。周囲に土嚢を積む等の対策をされたい。

□ 上記事項に関する措置

立坑天端の周囲に土嚢を積んで、飛来落下物防止及び浸水防止の対策を講じました。

- (b) 両発進立坑のマンホール 2 は、立坑が鉄板で覆われカラーコーンで囲われているが、立ち入り禁止の表示をされたい。

□ 上記事項に関する措置

立ち入り禁止の表示を設置し、安全管理に努めました。

(イ) 要望事項

- (a) 立坑内で万が一傷病者が発生した場合を想定し、救出訓練を実施されたい。

□ 上記事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、立坑内で傷病者が発生した場合を想定した救出訓練を平成 28 年 11 月 26 日に実施しました。

III 鏡原中学校校舎改築工事（建築 2 工区）

III-5 書類調査について

(2) 設計について

ク 指摘事項等

要望事項

- (ア) 環境配慮仕様書が定められているが、具体的にどのようにアクションを起こしているのかわからない。施工計画書にも具体的に環境配慮仕様書に対する記述がみられない。環境配慮仕様書に対する具体的な行動計画を施工計画書に記述することを指導し、環境に配慮した公共工事が行われていることが関係者及び第三者にわかるようにされたい。

上記事項に関する措置

具体的な行動計画を施工計画書に記述することを指導するとともに、環境配慮仕様書に定められた内容を「環境配慮チェック表」を活用して随時確認しています。

(5) 施工管理について

カ 指摘事項等

(7) 注意事項

- (a) 施工計画書の 3-1 現場施工管理体制図に監理技術者と主任技術者が併記されているが、建設業法第 26 条第 2 項に規定する下請契約の請負代金の総額が 6,000 万円以上であり、主任技術者は削除されたい。

 上記事項に関する措置

現場施工管理体制図から主任技術者を削除しました。

- (b) 施工計画書の 3-2 現場安全衛生管理体制図に統括安全衛生責任者と元方安全衛生管理者が併記されているが、元方安全衛生管理者は別途指名されたい。また、店社安全衛生管理者は、現場組織に所属できないので削除されたい。

 上記事項に関する措置

元方安全衛生管理者を別途指名しました。また、店社安全衛生管理者については現場組織体制から削除しました。

- (c) 施工計画書 7-2 緊急時の連絡体制は、誰が何処に連絡するのか明確になっていない。連絡の順序がわかりやすいように矢印を付されたい。

 上記事項に関する措置

緊急時の連絡体制表に矢印を付して連絡順序がわかるように修正しました。

(イ) 要望事項

- (a) 施工計画書にページを付されたい。

 上記事項に関する措置

各ページに番号を追記しました。

- (b) 工程表は日数だけでなく、施工期日が判るように作成されたい。

 上記事項に関する措置

施工開始日から施工完了日まで追記しました。

Ⅲ－6 現場施工状況について

(1) 工事施工状況について

キ 指摘事項等

要望事項

(ア) 工程的に余裕を持たせるためスラブコンクリート支保工解体時期について、従来の一般的な存置期間の考え方ではなくコンクリート強度の発現を確認し、できるだけ早く支保工を解体することを検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

公共建築工事標準仕様書や JASS 5 を基に、コンクリートの圧縮強度で型枠の存置期間を判断し、通常 28 日を要する存置期間を 14 日程度に短縮しています。

監査委員告示

那覇市監査委員告示第 1 号

平成 29 年 3 月 27 日

掲 示 済

那覇市監査委員条例(1972年那覇市条例第10号)第10条の規定に基づき、那覇市監査委員監査基準を次のように定めた。

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	高 良 正 幸
同	糸 数 昌 洋

那覇市監査委員監査基準

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 一般基準(第 5 条—第 11 条)
- 第 3 章 実施基準(第 12 条—第 18 条)
- 第 4 章 報告基準(第 19 条—第 23 条)

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。)の規定に基づき、監査、検査、審査の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等(以下「市長等」という。)並びに法第 252 条の 30 第 1 項の外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。

(規範性)

第 2 条 この基準は、本市の監査委員の実施する監査の基準であり、監査委員は、その実施が可能であり、かつ、合理的である限り、これに従って監査、検査及

び審査(以下「監査等」という。)を実施しなければならない。なお、この基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

(監査等の目的)

第 3 条 監査等は、次の各号を実施することにより、本市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的とする。

- (1) 監査及び検査は、本市の行財政運営が、法第 2 条第 14 項から第 16 項までに規定する趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、法の規定にのっとり公表する。
- (2) 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを、監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。

(監査等の種類)

第 4 条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査(法第 199 条第 1 項の規定による監査をいう。)
- (2) 行政監査(法第 199 条第 2 項の規定による監査をいう。)
- (3) 住民の直接請求に基づく監査(法第 75 条の規定による監査をいう。)
- (4) 議会の請求に基づく監査(法第 98 条第 2 項の規定による監査をいう。)
- (5) 市長の要求に基づく監査(法第 199 条第 6 項の規定による監査をいう。)
- (6) 財政援助団体等に対する監査(法第 199 条第 7 項の規定による監査をいう。)
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査(法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項の規定による監査をいう。)
- (8) 住民監査請求に基づく監査(法第 242 条の規定による監査をいう。)
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条の規定による監査をいう。)
- (10) 共同設置機関の監査(法第 252 条の 11 第 4 項の規定による監査をいう。)
- (11) 例月現金出納検査(法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査をいう。)
- (12) 決算審査(法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項の規定による審査をいう。)
- (13) 基金の運用状況審査(法第 241 条第 5 項の規定による審査をいう。)

(14) 健全化判断比率審査(健全化法第 3 条第 1 項の規定による審査をいう。)

(15) 資金不足比率審査(健全化法第 22 条第 1 項の規定による審査をいう。)

- 2 前項第 1 号の財務監査は、定期監査(法第 199 条第 4 項の規定による監査をいう。)又は随時監査(法第 199 条第 5 項の規定による監査をいう。)として実施する。

第 2 章 一般基準

(倫理規範)

第 5 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施しなければならない。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、第 3 条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めなければならない。

(指導的機能の発揮)

第 6 条 監査委員は、第 3 条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

(監査等の実施)

第 7 条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。この場合において、リスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断しなければならない。

(報告の徴取)

第 8 条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。)第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 22 条の 5 第 3 項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第 158 条の 2 第 5 項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第 9 条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、本市の文書保存期間に応じて適切に保存しなければならない。

(情報管理)

第 10 条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

2 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した個人情報について、那覇市個人情報保護条例(平成 3 年那覇市条例第 21 号)等に基づき適切に取り扱わなければならない。

(品質管理)

第 11 条 監査委員は、監査等がこの基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質管理の方針及び手続を定めなければならない。

2 監査委員は、前項の方針及び手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価しなければならない。

3 監査委員は、監査等の全ての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導しなければならない。

第 3 章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第 12 条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第 13 条 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念及び方針、リスク管理体制、内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等並びに監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性及び重点項目等の実施方針を策定しなければならない。この場合において、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直さなければならない。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるよう監査等の計画を策定しなければならない。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たっては、リスクの重要度、過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

(2) 監査等の対象別実施予定時期

(3) 監査等の実施体制

(4) その他必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を評価した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項
(監査等の計画の変更)

第 14 条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象、環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更しなければならない。

(監査等の手続)

第 15 条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利及び義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮しなければならない。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施しなければならない。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候又は事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第 16 条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。

(他者情報の利活用及び調整)

第 17 条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等(法第 199 条第 7 項に規定する財政援助団体等を含む。)の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施

に努めなければならない。

- 2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定しなければならない。
- 3 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。
- 4 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(弁明、見解等の聴取)

第 18 条 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定をする前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取しなければならない。

第 4 章 報告基準

(報告及び意見の提出)

第 19 条 監査委員は、監査又は検査を終了した場合は、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出しなければならない。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認めるときは、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

- 2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。
- 3 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見(以下「監査報告等」という。)の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。

(監査報告等の内容)

第 20 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査又は検査の結果及び意見
- (8) その他必要と認める事項

- 2 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容、理由等を記載しな

ければならない。

(監査委員の合議)

第 21 条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によらなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、及び第 9 号に定める監査の結果
- (2) 第 4 条第 1 項第 8 号に定める監査及び勧告
- (3) 第 4 条第 1 項第 12 号から第 15 号までに定める審査意見
- (4) 包括外部監査人の監査結果に関する意見(法第 252 条の 38 第 5 項)
- (5) 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見(法第 252 条の 39 第 7 項)
- (6) 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見(法第 252 条の 40 第 4 項)
- (7) 市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見(法第 252 条の 41 第 4 項)
- (8) 市長の要求に基づく財政援助団体等に対する監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見(法第 252 条の 42 第 4 項)
- (9) 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議(法第 252 条の 43 第 3 項及び第 8 項)
- (10) 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告(法第 252 条の 43 第 5 項)

(監査報告等の公表)

第 22 条 監査委員は、監査報告等のうち、第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 10 号に規定する監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

(措置状況の報告等)

第 23 条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、議会又は市長等に適時報告を求めるよう努めなければならない。

- 2 監査委員は、第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 10 号並びに外部監査人の監査の結果に基づく議会又は市長等からの措置状況の通知があったときは、これを公表しなければならない。
- 3 監査委員は、第 4 条第 1 項第 8 号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(那覇市監査基準の廃止)
- 2 那覇市監査基準(平成 21 年那覇市監査委員告示第 2 号)は、廃止する。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第 1 号
平 成 2 9 年 3 月 3 1 日
公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長部局	(1)～(3) [略] (4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 人事課安全衛生担当主幹 <u>行政経営課組織定員担当主幹</u> (5) 秘書広報課秘書事務担当主査 人事課人事担当主査 人事課給与担当主査 <u>行政経営課組織定員担当主査</u>	市長部局	(1)～(3) [略] (4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 人事課安全衛生担当主幹 <u>企画調整課組織定員担当主幹</u> (5) 秘書広報課秘書事務担当主査 人事課人事担当主査 人事課給与担当主査 <u>企画調整課組織定員担当主査</u>
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

正 誤

○那覇市公報第 1686 号の正誤

2017(平成 29 年 2 月 15 日付け那覇市公報第 1686 号の那覇市公告第 530 号について、次のとおり訂正する。

訂正箇所	訂正内容	
	訂正前	訂正後
下から 2行目	2 届出の期日 平成 29 年 1 月 18 日	2 届出の期日 平成 29 年 7 月 27 日

